

# 令和5年度第1回一関市子ども・子育て会議

日時：令和5年8月3日(木)

午後2時～午後3時30分

会場：一関保健センター 1階多目的ホール

## 次 第

### 1 開 会

### 2 あいさつ

### 3 議 事

- (1) 一関市子ども・子育て支援事業計画の実施状況について
- (2) 特定教育・保育施設の利用定員について
- (3) その他

### 4 その他

### 5 閉 会

# 一関市子ども・子育て会議委員名簿

任期：令和5年3月10日～令和7年3月9日 (敬称略)

区分	委員の大区分	所属等	氏名	備考
1			ちば たけふみ 千 葉 武 史	
2			ちば まさこ 千 葉 雅 子	
3			ちだ あやこ 千 田 絢 子	
4			おお はやしちえこ 大 林 千枝子	
5			みな かわ ゆきえ 皆 川 由紀恵	
6			あへ 栄み 阿 部 栄 美	
7			なか がわ れいこ 中 川 玲 子	
8			しお がま もとあき 塩 竈 素 明	
9			すぎ やま ひろし 杉 山 浩	
10			すが わら きみ 菅 原 敏	会長
11			い し みゆき 伊 師 みゆき	副会長
12			ふく し あきら 福 士 昭	
13			ちば もとこ 千 葉 もと子	
14			すが わら りえ 菅 原 里 江	
15			こう の あきこ 河 野 麻希子	

## 事務局

所属	職名	氏名	備考
健康こども部	部長	すず き しんいち 鈴 木 伸 一	
健康こども部こども家庭課	課長	おい かわ くみこ 及 川 久美子	
健康こども部こども家庭課	主幹兼こども企画係長	いわ ぶち たくや 岩 渕 琢 哉	
健康こども部こども家庭課	課長補佐兼おやこ健康係長	すが わら ゆき 菅 原 有 紀	
健康こども部こども家庭課	課長補佐兼子育て応援係長	たけ だ あきこ 武 田 暁 子	
健康こども部児童保育課	入所入園係長	わた なべ ひろゆき 渡 邊 博 幸	
健康こども部児童保育課	主査	こん の とおる 金 野 亨	
健康こども部児童保育課	主任主事	くま がい きゆうみ 熊 谷 早祐泉	
まちづくり推進部いきがづくり課	市民センター係長	さ とう やすたか 佐 藤 康 隆	
教育委員会教育総務課	課長補佐兼教育企画係長	ちば くに ぼお 千 葉 邦 雄	
教育委員会学校教育課	主幹兼学校教育係長	ちば やすし 千 葉 やすし 寧	

議事(1) 子ども・子育て支援事業計画の実施状況について【①認定区分別 教育・保育の量の見込みに対する確保策】

(単位:人)

	令和4年度実績【R4.4.1現在】					令和5年度計画					令和5年度実績【R5.4.1現在】					前年度実績との比較(R5実績-R4実績)					計画との比較(R5実績-R5計画)						
	1号	2号		3号		計	1号	2号		3号		計	1号	2号		3号		計	1号	2号		3号		計			
		3・4・5歳	1・2歳	0歳	3・4・5歳			1・2歳	0歳	3・4・5歳	1・2歳			0歳	3・4・5歳	1・2歳	0歳			3・4・5歳	1・2歳	0歳					
一 関 地 域	量の見込み①【児童数】	374	695	467	58	1,594	328	656	451	71	1,506	337	679	438	69	1,523	▲ 37	▲ 16	▲ 29	11	▲ 71	9	23	▲ 13	▲ 2	17	
	確保策 計②【利用定員】	893	688	448	151	2,180	643	685	442	150	1,920	643	689	475	159	1,966	▲ 250	1	27	8	▲ 214	0	4	33	9	46	
	内 訳	特定教育・保育	893	688	400	133	2,114	643	685	394	132	1,854	643	685	394	132	1,854	▲ 250	▲ 3	▲ 6	▲ 1	▲ 260	0	0	0	0	0
		特定地域型			48	18	66			48	18	66			48	18	66	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		認可外保育施設					0					0		4	33	9	46	0	4	33	9	46	0	4	33	9	46
②-①	519	▲ 7	▲ 19	93	586	315	29	▲ 9	79	414	306	10	37	90	443	▲ 213	17	56	▲ 3	▲ 143	▲ 9	▲ 19	46	11	29		
花 泉 地 域	量の見込み①【児童数】	45	191	93	18	347	61	172	105	12	350	37	173	98	16	324	▲ 8	▲ 18	5	▲ 2	▲ 23	▲ 24	1	▲ 7	4	▲ 26	
	確保策 計②【利用定員】	48	206	124	45	423	48	206	124	45	423	48	206	124	46	424	0	0	0	1	1	0	0	0	1	1	
	内 訳	特定教育・保育	48	206	112	39	405	48	206	112	39	405	48	206	112	39	405	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		特定地域型			12	6	18			12	6	18			12	6	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		認可外保育施設					0					0				1	1	0	0	0	1	1	0	0	0	1	1
②-①	3	15	31	27	76	▲ 13	34	19	33	73	11	33	26	30	100	8	18	▲ 5	3	24	24	▲ 1	7	▲ 3	27		
一 関 ・ 花 泉 地 域	量の見込み①【児童数】	419	886	560	76	1,941	389	828	556	83	1,856	374	852	536	85	1,847	▲ 45	▲ 34	▲ 24	9	▲ 94	▲ 15	24	▲ 20	2	▲ 9	
	確保策 計②【利用定員】	941	894	572	196	2,603	691	891	566	195	2,343	691	895	599	205	2,390	▲ 250	1	27	9	▲ 213	0	4	33	10	47	
	内 訳	特定教育・保育	941	894	512	172	2,519	691	891	506	171	2,259	691	891	506	171	2,259	▲ 250	▲ 3	▲ 6	▲ 1	▲ 260	0	0	0	0	0
		特定地域型	0	0	60	24	84			60	24	84	0	0	60	24	84	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0	0					0	0	4	33	10	47	0	4	33	10	47	0	4	33	10	47
②-①	522	8	12	120	662	302	63	10	112	487	317	43	63	120	543	▲ 205	35	51	0	▲ 119	15	▲ 20	53	8	56		
大 東 地 域	量の見込み①【児童数】	11	125	50	8	194	21	110	68	10	209	8	124	42	9	183	▲ 3	▲ 1	▲ 8	1	▲ 11	▲ 13	14	▲ 26	▲ 1	▲ 26	
	確保策 計②【利用定員】	60	284	85	21	450	60	175	92	23	350	60	177	90	23	350	0	▲ 107	5	2	▲ 100	0	2	▲ 2	0	0	
	内 訳	特定教育・保育	60	284	85	21	450	60	175	92	23	350	60	177	90	23	350	0	▲ 107	5	2	▲ 100	0	2	▲ 2	0	0
		特定地域型					0					0					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		認可外保育施設					0					0					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②-①	49	159	35	13	256	39	65	24	13	141	52	53	48	14	167	3	▲ 106	13	1	▲ 89	13	▲ 12	24	1	26		
千 厩 地 域	量の見込み①【児童数】	64	99	68	8	239	24	125	71	10	230	68	86	63	7	224	4	▲ 13	▲ 5	▲ 1	▲ 15	44	▲ 39	▲ 8	▲ 3	▲ 6	
	確保策 計②【利用定員】	65	170	93	24	352	65	167	89	21	342	65	167	89	21	342	0	▲ 3	▲ 4	▲ 3	▲ 10	0	0	0	0	0	
	内 訳	特定教育・保育	65	170	93	24	352	65	167	89	21	342	65	167	89	21	342	0	▲ 3	▲ 4	▲ 3	▲ 10	0	0	0	0	0
		特定地域型					0					0					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		認可外保育施設					0					0					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②-①	1	71	25	16	113	41	42	18	11	112	▲ 3	81	26	14	118	▲ 4	10	1	▲ 2	5	▲ 44	39	8	3	6		
東 山 地 域	量の見込み①【児童数】	5	77	28	4	114	11	56	36	6	109	4	60	36	8	108	▲ 1	▲ 17	8	4	▲ 6	▲ 7	4	0	2	▲ 1	
	確保策 計②【利用定員】	15	101	47	12	175	15	97	46	12	170	15	97	46	12	170	0	▲ 4	▲ 1	0	▲ 5	0	0	0	0	0	
	内 訳	特定教育・保育	15	101	47	12	175	15	97	46	12	170	15	97	46	12	170	0	▲ 4	▲ 1	0	▲ 5	0	0	0	0	0
		特定地域型					0					0					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		認可外保育施設					0					0					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②-①	10	24	19	8	61	4	41	10	6	61	11	37	10	4	62	1	13	▲ 9	▲ 4	1	7	▲ 4	0	▲ 2	1		
室 根 地 域	量の見込み①【児童数】	2	49	22	2	75	8	41	26	4	79	1	41	15	2	59	▲ 1	▲ 8	▲ 7	0	▲ 16	▲ 7	0	▲ 11	▲ 2	▲ 20	
	確保策 計②【利用定員】	30	45	25	10	110	15	45	25	10	95	15	57	28	10	110	▲ 15	12	3	0	0	0	12	3	0	15	
	内 訳	特定教育・保育	30	45	25	10	110	15	45	25	10	95	15	45	25	10	95	▲ 15	0	0	0	▲ 15	0	0	0	0	0
		特定地域型					0					0					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		認可外保育施設					0					0		12	3	15	0	12	3	0	15	0	12	3	0	15	
②-①	28	▲ 4	3	8	35	7	4	▲ 1	6	16	14	16	13	8	51	▲ 14	20	10	0	16	7	12	14	2	35		

議事(1) 子ども・子育て支援事業計画の実施状況について【①認定区分別 教育・保育の量の見込みに対する確保策】

(単位:人)

	令和4年度実績【R4.4.1現在】					令和5年度計画					令和5年度実績【R5.4.1現在】					前年度実績との比較(R5実績-R4実績)					計画との比較(R5実績-R5計画)						
	1号	2号		3号		計	1号	2号		3号		計	1号	2号		3号		計	1号	2号		3号		計			
		3・4・5歳	1・2歳	0歳	3・4・5歳			1・2歳	0歳	3・4・5歳	1・2歳			0歳	3・4・5歳	1・2歳	0歳			3・4・5歳	1・2歳	0歳					
川崎地域	量の見込み①【児童数】	0	37	21	2	60	8	43	24	3	78	0	37	21	3	61	0	0	0	1	1	▲8	▲6	▲3	0	▲17	
	確保策 計②【利用定員】	0	60	28	7	95	10	50	28	7	95	10	50	28	7	95	10	▲10	0	0	0	0	0	0	0	0	
	内訳	特定教育・保育	0	60	24	6	90	10	50	24	6	90	10	50	24	6	90	10	▲10	0	0	0	0	0	0	0	0
		特定地域型			4	1	5			4	1	5			4	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		認可外保育施設					0					0					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②-①	0	23	7	5	35	2	7	4	4	17	10	13	7	4	34	10	▲10	0	▲1	▲1	8	6	3	0	17		
藤沢地域	量の見込み①【児童数】	8	90	44	6	148	15	77	44	7	143	6	83	36	7	132	▲2	▲7	▲8	1	▲16	▲9	6	▲8	0	▲11	
	確保策 計②【利用定員】	100	101	68	11	280	30	104	66	15	215	30	104	66	15	215	▲70	3	▲2	4	▲65	0	0	0	0	0	
	内訳	特定教育・保育	100	101	68	11	280	30	104	66	15	215	30	104	66	15	215	▲70	3	▲2	4	▲65	0	0	0	0	0
		特定地域型					0					0					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		認可外保育施設					0					0					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②-①	92	11	24	5	132	15	27	22	8	72	24	21	30	8	83	▲68	10	6	3	▲49	9	▲6	8	0	11		
旧東磐井地域	量の見込み①【児童数】	90	477	233	30	830	87	452	269	40	848	87	431	213	36	767	▲3	▲46	▲20	6	▲63	0	▲21	▲56	▲4	▲81	
	確保策 計②【利用定員】	270	761	346	85	1,462	195	638	346	88	1,267	195	652	347	88	1,282	▲75	▲109	1	3	▲180	0	14	1	0	15	
	内訳	特定教育・保育	270	761	342	84	1,457	195	638	342	87	1,262	195	640	340	87	1,262	▲75	▲121	▲2	3	▲195	0	2	▲2	0	0
		特定地域型	0	0	4	1	5	0	0	4	1	5	0	0	4	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	3	0	15	0	12	3	0	15	0	12	3	0	15
②-①	180	284	113	55	632	108	186	77	48	419	108	221	134	52	515	▲72	▲63	21	▲3	▲117	0	35	57	4	96		
各地域合計	見込み数合算①【児童数】	509	1,363	793	106	2,771	476	1,280	825	123	2,704	461	1,283	749	121	2,614	▲48	▲80	▲44	15	▲157	▲15	3	▲76	▲2	▲90	
	確保策 合算②【利用定員】	1,211	1,655	918	281	4,065	886	1,529	912	283	3,610	886	1,547	946	293	3,672	▲325	▲108	28	12	▲393	0	18	34	10	62	
	内訳	特定教育・保育	1,211	1,655	854	256	3,976	886	1,529	848	258	3,521	886	1,531	846	258	3,521	▲325	▲124	▲8	2	▲455	0	2	▲2	0	0
		特定地域型	0	0	64	25	89	0	0	64	25	89	0	0	64	25	89	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16	36	10	62	0	16	36	10	62	0	16	36	10	62
②-①	702	292	125	175	1,294	410	249	87	160	906	425	264	197	172	1,058	▲277	▲28	72	▲3	▲236	15	15	110	12	152		

この資料の各項目の考え方

- ※1 令和5年度の計画値については、令和元年度に策定した第二期子ども・子育て支援事業計画を中間年（令和4年度）に見直した数値です。
- ※2 令和5年度実績の量の見込みについては、4月1日時点での入所児童数の数値です。
- ※3 千厩地域で、確保策に対して入所児童数が、1号認定が3人の超過していますが、すべての児童が入所しており、国基準による待機児童は、0人となっています。
- ※4 特定教育・保育施設とは、新制度に移行した認定こども園、幼稚園、保育所をいいます。
- ※5 特定地域型とは、小規模保育事業や、家庭的保育事業などの地域型保育事業をいいます。

評価・今後の対応について

- ・ 計画で見込んだ入所児童数と比べ、入所実績は少ない状況です。
  - ・ 7年連続で4月1日現在の待機児童は0人です。
  - ・ 年度途中の入所希望に対し、一部対応できず待機児童が発生していることから、引き続き保育士の確保に努めてまいります。
- R5.3.1現在 待機児童2人 前年同月比△3人

参考 住民基本台帳人口(0歳～5歳)

(R3.3.31現在 3,700人)  
 R4.3.31現在 3,424人  
 R5.3.31現在 3,199人  
 対前年比 ▲225人



議事(1) 子ども・子育て支援事業計画の実施状況について  
【②地域子ども・子育て支援事業の実施状況】

①利用者支援事業 (参考資料P13)

子ども又はその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業

単位:箇所

	R元年度実績	R2年度実績	R3年度計画	R3年度実績	R4年度計画	R4年度実績	R5年度計画	R6年度計画
実施箇所数	8	8	8	8	8	8	8	8

実施箇所は、本庁（子育て支援課）及び各支所（保健福祉課）  
平成29年度から子育て世代包括支援センター（母子保健型）を設置しています。

【評価・今後の対応について】

本庁子育て支援課及び各支所保健福祉課に保健師を配置し、相談・助言を行う環境を整えています。また、子育て支援課では、保育所入所希望者への保育所等の情報提供を行う専門職員（保育コンシェルジュ）を配置しています。引き続き、相談しやすい環境の充実に努めていきます。

※ 令和5年度からの実施場所は、本庁（こども家庭課）及び各支所（市民福祉課）  
令和5年4月1日から子育て世代包括支援センター（母子保健型）に加え、「子ども家庭総合支援拠点（児童福祉型）」を設置しています。

②地域子育て支援拠点事業 (参考資料P19)

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

単位:件

	R元年度実績	R2年度実績	R3年度計画	R3年度実績	R4年度計画	R4年度実績	R5年度計画	R6年度計画
おやこ広場	768	484	1,740	451	1,680	494	1,640	1,600
ふれあいひろば	714	468		421		313		
子育てひろば	146	98		46		37		
計	1,628	1,050	1,740	918	1,680	844	1,640	1,600

【評価・今後の対応について】

子どもの減少や就園児の増加に加え、感染症の影響により利用を控える傾向もあったため、R4実績においても計画の数値を大幅に下回っていますが、0歳児の利用は増加傾向にあります。  
利用実績は減少しているものの、保護者交流や育児相談の場として一定の需要はあるものと捉えており、今後も事業内容を工夫するなどして、積極的に活用してもらえよう努めます。

③妊婦健康診査 (参考資料P23)

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

単位:件

	R元年度実績	R2年度実績	R3年度計画	R3年度実績	R4年度計画	R4年度実績	R5年度計画	R6年度計画
受診件数	8,082	6,439	8,400	5,639	8,100	5,591	7,800	7,500

妊娠期間中に必要とされる14回の健康診査の積極的な受診を促進します。

【評価・今後の対応について】

妊娠届出数の減少により、実績値が計画を下回っています。  
今後も、妊婦の健康保持増進のため、妊娠届出時に受診票を交付する際に健康診査の必要性について説明を行い、適切な受診につなげるよう、助言・指導を行っていきます。

④乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業） (参考資料P18)

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

単位:件

	R元年度実績	R2年度実績	R3年度計画	R3年度実績	R4年度計画	R4年度実績	R5年度計画	R6年度計画
訪問件数	564	525	600	474	580	447	560	540

保健師、助産師（委託を含む）により乳児全戸訪問を実施します。

【評価・今後の対応について】

出生数の減少により、実績値が計画を下回っています。  
今後も、入院等している乳児を除いて訪問を行い、母子の健康状態の把握を行うとともに、安心して子育てができるよう、母子に寄り添った訪問を行っていきます。

⑤養育支援訪問事業、その他の要支援児童・要保護児童の支援に資する事業 (参考資料P19)

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、該当家庭の適切な養育の実施を確保する事業

単位:件

	R元年度実績	R2年度実績	R3年度計画	R3年度実績	R4年度計画	R4年度実績	R5年度計画	R6年度計画
指導・助言回数	260	236	250	303	250	283	250	250

保健師、家庭児童相談員などにより実施しています。

【評価・今後の対応について】

家庭訪問や発達支援相談を通じ、適切な養育ができるよう助言・指導を行いました。  
今後も支援が必要な世帯に対し、助言・指導を行っていきます。

⑥子育て短期支援事業 (参考資料P18)

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な養育・保護を行う事業

単位:人

	R元年度実績	R2年度実績	R3年度計画	R3年度実績	R4年度計画	R4年度実績	R5年度計画	R6年度計画
・ショートステイ事業	44	33	40	35	40	51	40	40
実人数	9	5	—	5	—	7	—	—
・トワイライトステイ事業	0	0	2	0	2	0	2	2
実人数	0	0	—	0	—	0	—	—

当市では、児童養護施設「一関藤の園」で実施しています。

【評価・今後の対応について】

保護が必要となった児童については、実施施設にて適切に保護しています。  
今後も、実施施設と連携しながら対応していきます。

⑦ファミリー・サポート・センター事業 (参考資料P23)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

単位:人

	R元年度実績	R2年度実績	R3年度計画	R3年度実績	R4年度計画	R4年度実績	R5年度計画	R6年度計画
協力会員	141	137	690	136	730	133	770	815
依頼会員	486	486		482		476		
両方会員	20	19		20		22		
合計	647	642	690	638	730	631	770	815
延べ利用者数	704	478	—	262	—	421	—	—

一関市社会福祉協議会に事業を委託し実施しています。

【評価・今後の対応について】

新型コロナウイルス感染症の影響で大幅に減少した利用者数も、令和3年度と比べて回復傾向にあるが依然として会員数は微減していることから、引き続きPR活動及びアンケートによる利用者ニーズの調査や活動の改善検討を行い、会員の確保及び利用者数の増加に努めます。  
併せて、今後も引き続き一関市社会福祉協議会との連絡調整を密に行い事業を実施します。

⑧一時預かり事業 (参考資料P20)

【幼稚園型】

幼稚園における通常の教育時間の前後や長期休業期間中等において保護者の要請に応じて預かり保育を実施する事業

単位:人

	R元年度実績	R2年度実績	R3年度計画	R3年度実績	R4年度計画	R4年度実績	R5年度計画	R6年度計画
一関・花泉地域	9,768	22,916	10,200	25,481	10,200	25,860	10,200	10,200
旧東磐井地域	3,612	9,317	1,200	11,971	1,200	12,217	1,200	1,200
公立幼稚園・こども園	15,611	12,319	20,000	12,849	20,000	9,016	20,000	20,000

【一般型】

家庭での保育が一時的に困難になった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

単位:人

	R元年度実績	R2年度実績	R3年度計画	R3年度実績	R4年度計画	R4年度実績	R5年度計画	R6年度計画
実施園数 公立園 (単位:園)	5	4	-	6	-	6	-	-
実施園数 私立園 (単位:園)	7	8	-	10	-	10	-	-
延べ利用者数 公立園	59	131	-	115	-	81	-	-
延べ利用者数 私立園	425	243	-	430	-	318	-	-
一関・花泉地域	465	297	680	435	680	291	680	680
旧東磐井地域	19	77	400	110	400	108	400	400

【評価・今後の対応について】

【幼稚園型】

教育・保育の無償化などにより、利用者数が増加しています。  
引き続き、保護者のニーズに対応できるよう保育士の確保に努めます。

【一般型】

実施園が増加しているにもかかわらず、利用者数は低調に推移しています。  
保護者のニーズを見極めながら、実施施設の統廃合を検討する必要があります。

⑨延長保育事業 (参考資料P15)

保育認定を受けた子どもについて、認定こども園、保育所等において通常利用の保育時間を延長して、保育を実施する事業

単位:人

	R元年度実績	R2年度実績	R3年度計画	R3年度実績	R4年度計画	R4年度実績	R5年度計画	R6年度計画
実施園数 公立園 (単位:園)	15	16	17	12	17	12	17	17
実施園数 私立園 (単位:園)	18	17	16	17	16	17	16	16
実利用者数 公立園	231	257	-	185	-	206	-	-
実利用者数 私立園	618	636	-	549	-	555	-	-
一関・花泉地域	657	688	600	572	590	606	590	590
旧東磐井地域	192	205	190	162	180	155	180	170

【評価・今後の対応について】

延長保育の円滑な運営ができるよう保育士の確保に努め、公立12園、私立17園で実施しました。  
引き続き、保護者のニーズに応じた利用しやすい延長保育の事業運営に努めます。

⑩病児・病後児保育事業 (参考資料P22)

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業

単位:箇所・人

	R元年度実績	R2年度実績	R3年度計画	R3年度実績	R4年度計画	R4年度実績	R5年度計画	R6年度計画
・病児対応型	-	-	2	-	2	-	2	2
延べ利用者数	-	-	48	-	48	-	48	48
・体調不良児対応型 私立園	2	2	3	2	3	2	3	3
延べ利用者数	204	253	500	260	500	192	500	500

【評価・今後の対応について】

・病児対応型は、令和4年度に実施予定であった施設が新型コロナウイルス感染症の影響等から実施を見送ったため、実施施設なしとなっていますが、令和5年度の事業開始に向け、取り組んでいます。  
・体調不良児対応型は、2施設で実施しました。引き続き保護者のニーズを見極めながら実施していきます。

⑩放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）（参考資料P16）

保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

単位：人

	R元年度実績	R2年度実績	R3年度計画	R3年度実績	R4年度計画	R4年度実績	R5年度計画	R6年度計画
児童クラブ（単位：クラブ）	19	19	-	20	-	21	-	-
支援の単位（単位：単位）	35	40	-	39	-	40	-	-
登録児童数 一関地域	784	793	840	811	853	816	869	845
登録児童数 花泉地域	112	106	120	106	127	110	151	145
登録児童数 大東地域	65	48	99	45	107	50	113	108
登録児童数 千厩地域	89	112	103	124	110	125	110	109
登録児童数 東山地域	36	36	64	49	60	39	58	55
登録児童数 室根地域	12	20	12	25	66	12	67	65
登録児童数 川崎地域	39	49	39	49	44	34	48	51
登録児童数 藤沢地域	23	20	23	27	24	28	24	23
登録児童数 計	1,160	1,184	1,304	1,236	1,391	1,214	1,440	1,041

【評価・今後の対応について】

令和3年度は藤沢地域で1クラブ、令和4年度は一関地域で1クラブ開所しました。また、統合小学校の開設に合わせて、花泉地域と室根地域で小学校敷地内に児童クラブを整備しました。

⑪実費徴収に係る補足給付を行う事業（参考資料P15）

当市が定める基準に該当する子どもが特定教育・保育等を受けた場合において、教育・保育に必要な物品等の購入に要する費用を助成する事業

単位：人

	R元年度実績	R2年度実績	R3年度計画	R3年度実績	R4年度計画	R4年度実績	R5年度計画	R6年度計画
給食費	66	115	100	83	100	57	100	100
教材費・行事費	252	274	310	224	310	217	310	310

【評価・今後の対応について】

令和4年度は対象者数が減少しましたが、引き続き保護者の負担軽減に努めます。

⑫多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（参考資料P16）

子ども・子育て支援新制度において保護者のニーズに沿った教育・保育の提供を進めるうえで、多様な事業者の新規参入を支援し、地域ニーズに即した事業の拡大を図る事業です。

令和元年度以降は、新規参入事業者はありません。

平成27年4月から平成31年3月までの新規事業者の開所実績

- 小規模保育事業A型 2施設
- 小規模保育事業B型 2施設
- 家庭的保育事業 6施設

※小規模保育事業A型として開所した1施設が、令和3年度に認可保育所に移行

※家庭的保育事業として開所した1施設が、令和4年度に小規模保育事業A型に移行

## 議事(2) 特定教育・保育施設の利用定員について

下記のとおり、特定教育・保育施設の利用定員について、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第31条第2項の規定により、一関市子ども・子育て会議の意見を伺います。

### 1 利用定員の概要

利用定員とは、子ども・子育て支援法第27条第1項及び第29条第1項において定められた、施設型給付費（委託費）及び地域型給付費の単価水準を決める際の基礎となるもの。

市は、施設の運営等が基準に適合しているか審査し、給付による財政支援の対象とすることを確認を行いますが、その際に、事業者と市で利用定員の設定を行うもの。

この利用定員の設定にあたり、子ども・子育て会議の意見を聴取するものとなっている。

#### 【参考】 認可定員と利用定員の違い

- ・ 認可定員：教育・保育施設の設置にあたり認可された定員
- ・ 利用定員：子ども・子育て支援法に基づく、給付費算定の基礎となる定員

### 2 私立特定教育・保育施設の利用定員について

#### 【変更日】

令和5年10月1日

#### 【変更理由】

- ・ 恒常的に定員割れの状況にあることから、利用需要に合わせた定員設定とするべく、私立特定教育・保育施設からの申出により、利用定員を減らそうとするもの。
- ・ 適切な利用定員を設定することで、施設型給付費（委託費）の単価が増加することから、経営の安定が図られる。

利用定員内訳

(単位：人)

施設名	定員	1号認定	2号認定	3号認定		合計
				0歳児	1・2歳児	
認定龍澤寺こども園	変更前	72	72	8	16	168
	変更後	35	72	8	16	131
	増減	△37	—	—	—	△37
認定こども園 幸町保育園・ 分園	変更前	—	—	7	18	25
	変更後	—	—	6	14	20
	増減	—	—	△1	△4	△5
認定こども園 桜保育園	変更前	9	54	9	27	99
	変更後	9	45	9	26	89
	増減	—	△9	—	△1	△10

利用定員内訳

(単位：人)

施設名	定員	1号認定	2号認定	3号認定		合計
				0歳児	1・2歳児	
幼保連携型認定こども園花泉こども園	変更前	15	51	6	18	90
	変更後	15	36	6	18	75
	増減	—	△15	—	—	△15
認定こども園花泉保育園	変更前	12	48	12	30	102
	変更後	12	40	8	22	82
	増減	—	△8	△4	△8	△20
公私連携幼保連携型認定こども園わくつこども園	変更前	15	50	6	24	95
	変更後	15	40	6	24	85
	増減	—	△10	—	—	△10
認定こども園金沢保育園	変更前	6	57	15	40	118
	変更後	12	51	15	34	112
	増減	6	△6	—	△6	△6

※ 年度途中の利用定員の見直しについては、

- ・利用定員は、当年度4月時点で現に入所していた児童数以上で設定する。
- ・変更後の利用定員に120%を乗じて得た数が、当年度10月の利用児童数見込み以上となるよう設定する。

# 〇一関市子ども・子育て会議条例

平成25年9月6日

条例第27号

改正 平成27年3月12日条例第2号

令和4年12月16日条例第33号

令和5年3月16日条例第5号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、一関市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 子どもの保護者

(2) 子ども・子育て支援(法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。次号において同じ。)に関する事業に従事する者

(3) 子ども・子育て支援の関係団体から推薦された者

(4) 知識経験を有する者

(5) 公募に応じた者

(6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集する。

2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、健康こども部こども家庭課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月12日条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和4年12月16日条例第33号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月16日条例第5号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 【参考】子ども・子育て支援法

第77条第1項

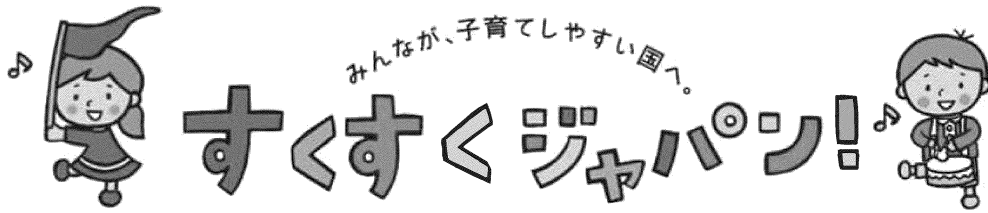
市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くように努めるものとする。

(1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第31条第2項に規定する事項を処理すること。

(2) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第43条第2項に規定する事項を処理すること。

(3) 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第61条第7項に規定する事項を処理すること。

(4) 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。



# 子ども・子育て支援新制度について

令和4年7月

内閣府子ども・子育て本部

## 子ども・子育て支援新制度のポイント

- 自公民3党合意を踏まえ、子ども・子育て関連3法が成立(平成24年8月)。 幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進。
- 消費税の引き上げにより確保する0.7兆円程度を含め、追加の恒久財源を確保し、すべての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図る。
- 新制度は平成27年4月に本格施行。市町村が、地方版子ども・子育て会議の意見を聴きながら、子ども・子育て支援事業計画を策定し、実施。



## 子ども・子育て関連3法(平成24年8月成立)の趣旨と主なポイント

### ◆ 3法の趣旨

自公民3党合意を踏まえ、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、  
幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

\* 子ども・子育て関連3法とは、①子ども・子育て支援法②認定こども園法の一部改正法③児童福祉法の一部改正等関係法律の整備法

### ◆ 主なポイント

#### ① 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」） 及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設



\* 地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応

#### ② 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）

- ・ 幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
- ・ 認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化

#### ③ 地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、 放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実

4

#### ④ 市町村が実施主体

- ・ 市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
- ・ 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える

#### ⑤ 社会全体による費用負担

- ・ 消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提  
(幼児教育・保育・子育て支援の質・量の拡充を図るためには、消費税率の引き上げにより確保する0.7兆円程度を含めて1兆円超程度の追加財源が必要)

#### ⑥ 政府の推進体制

- ・ 制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備（内閣府に子ども・子育て本部を設置）

#### ⑦ 子ども・子育て会議の設置

- ・ 国に有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして、子ども・子育て会議を設置
- ・ 市町村等の合議制機関（地方版子ども・子育て会議）の設置努力義務

#### ⑧ 施行時期

- ・ 平成27年4月に本格施行

5

# 子ども・子育て支援新制度の概要

		市町村主体	国主体
現物給付	子どものための教育・保育給付	子育てのための施設等利用給付 (施設型給付を受けない幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業等の利用に係る支援) 施設等利用費 施設型給付を受けない幼稚園 特別支援学校 預かり保育事業 認可外保育施設等 ・認可外保育施設 ・一時預かり事業 ・病児保育事業 ・子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) ※認定こども園(国立・公立大学法人立)も対象	地域子ども・子育て支援事業 (地域の実情に応じた子育て支援) ①利用者支援事業 ②延長保育事業 ③実費徴収に係る補足給付を行う事業 ④多様な事業者の参入促進・能力活用事業 ⑤放課後児童健全育成事業 ⑥子育て短期支援事業 ⑦乳児家庭全戸訪問事業 ⑧・養育支援訪問事業 ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 ⑨地域子育て支援拠点事業 ⑩一時預かり事業 ⑪病児保育事業 ⑫子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) ⑬妊婦健診
	認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等に係る共通の財政支援 施設型給付費 認定こども園 0～5歳 幼保連携型 ※幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度改善を実施 幼稚園型 保育所型 地方裁量型 幼稚園 3～5歳 保育所 0～5歳 ※私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁 地域型保育給付費 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育	仕事・子育て両立支援事業 (仕事と子育ての両立支援) ・企業主導型保育事業 →事業所内保育を主軸とした企業主導型の多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援(整備費、運営費の助成) ・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業 →繁忙期の残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、低廉な価格でベビーシッター派遣サービスを利用できるよう支援 ・中小企業子ども・子育て支援環境整備事業 →くみん認定を活用し、育児休業等取得に積極的に取り組む中小企業を支援	
現金給付	児童手当等交付金 (児童手当等に基づく児童手当、特例給付の給付)	0～3歳未満 15,000円 3歳～小学校修了まで 第1子・第2子: 10,000円 第3子以降: 15,000円 中学校 10,000円 所得制限限度額(960万円)～所得上限額(1,200万円) 5,000円(特例給付)	

6

## 施設型給付費等の支給を受ける子どもの認定区分

○子ども・子育て支援法では、教育・保育を利用する子どもについて3つの認定区分が設けられ、これに従って施設型給付等が行われる。(施設・事業者が代理受領)

認定区分	給付の内容	利用定員を設定し、給付を受けることとなる施設・事業
満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、 <u>2号認定子ども以外</u> のもの(1号認定子ども) (第19条第1項第1号)	教育標準時間 (※)	幼稚園 認定こども園
満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの(2号認定子ども) (第19条第1項第2号)	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園
満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの(3号認定子ども) (第19条第1項第3号)	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園 小規模保育等

(※)教育標準時間外の利用については、一時預かり事業(幼稚園型)等の対象となる。

7

## 地方版子ども・子育て会議について

- 子ども・子育て支援法第77条に規定する「審議会その他の合議制の機関」又は同法の規定により意見を聴くべき保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者（「地方版子ども・子育て会議」）に関する規定は、国の子ども・子育て会議の設置に関する規定と同じく、平成25年4月1日に施行。
- 地方版子ども・子育て会議の役割は、次のとおりである。

＜地方公共団体向けQ&A(平成25年4月内閣府)＞

Q 地方版子ども・子育て会議の役割は何か。

A

条例で地方版子ども・子育て会議を設置した場合、自治体が、教育・保育施設や地域型保育事業の利用定員を定める際や、市町村計画、都道府県計画を策定・変更する際は、この会議の意見を聴かなければならないとされている。また、同会議においては、自治体における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況について、調査審議することとされている。

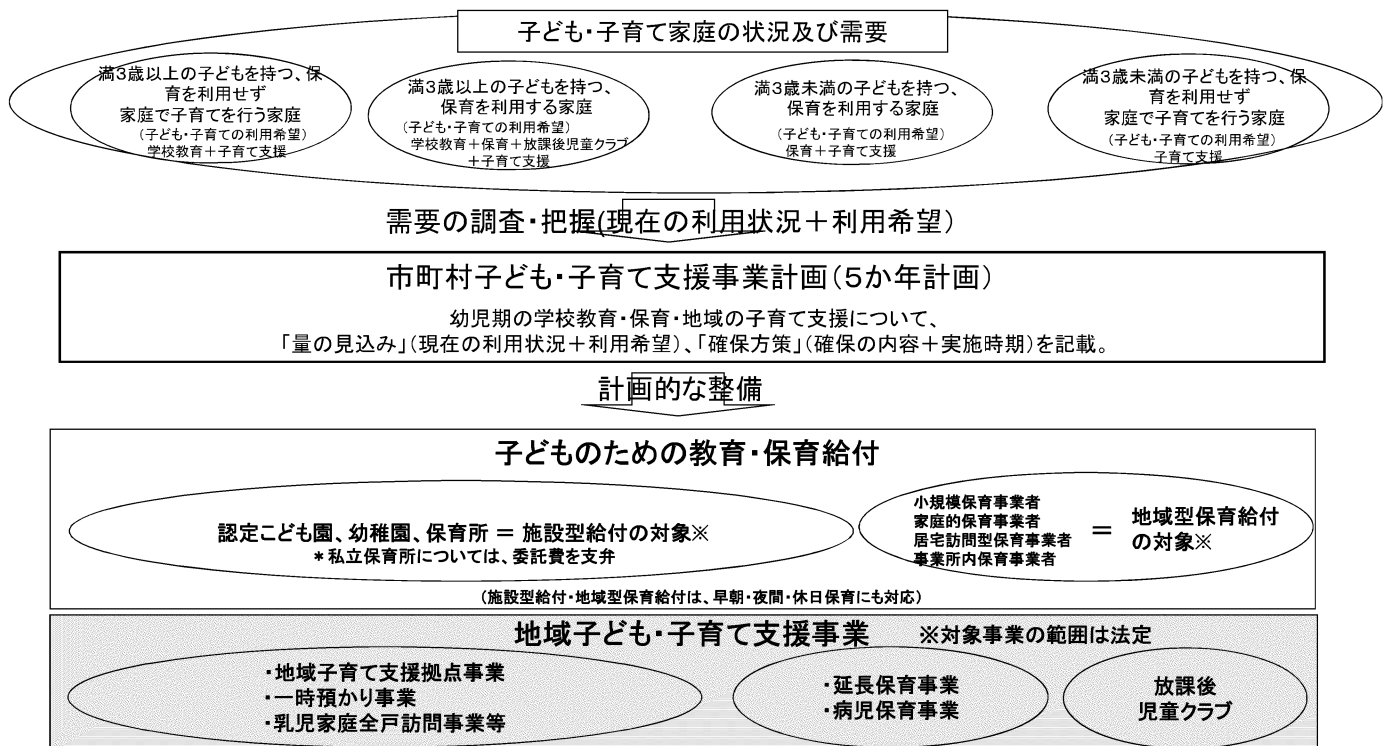
地方版子ども・子育て会議は、市町村計画、都道府県計画等へ、地域の子育てに関するニーズを反映していくことを始め、自治体における子ども・子育て支援施策が地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施されることを担保するなど、重要な役割を果たすことが期待されている。特に、児童福祉、幼児教育、双方の観点を持った方々の参画を得て、地域における子ども・子育て支援について調査審議していただく必要がある。

市町村計画、都道府県計画を策定する際に審議を行うことは同会議の重要な役割の一つであるが、計画を策定すれば終わりというのではなく、子育て支援施策の実施状況を調査審議するなど、継続的に点検・評価・見直しを行っていく(PDCAサイクルを回していく)役割が期待されている。

13

### 市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ①

- 市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。(新制度の実施主体として、全市町村で作成。)



※ 施設型給付・地域型保育給付の対象は、認可や認定を受けた施設・事業者の中から、市町村の確認を受けたもの

17

## 市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ②

○市町村子ども・子育て支援事業計画のポイント 「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」

＜量の見込み＞

・幼児期の学校教育・保育・地域子ども・子育て支援事業について、「現在の利用状況＋利用希望」を踏まえて記載(参酌標準)。

→住民の利用希望の把握が前提。(子ども・子育て支援法第61条第4項)

＜確保の内容・実施時期＞

・幼児期の学校教育・保育について、施設(認定こども園、幼稚園、保育所)、地域型保育事業による確保の状況を記載。

・量の見込みとの差がある場合には、施設・地域型保育事業の整備が必要。

(例) 平成27年度に地域型保育事業(50人分)を整備、平成28年度に施設(100人分)を整備

・地域子ども・子育て支援事業についても、確保の状況を記載。量の見込みとの差がある場合、事業整備が必要。

○区域設定

○幼児期の学校教育・保育

＜量の見込み＞

- 教育のみ<1号>
- 保育の必要性あり(3-5歳) <2号>
- 保育の必要性あり(0-2歳) <3号>

＜確保の内容・実施時期＞

- 施設(認定こども園、幼稚園)で確保
- 施設(認定こども園、保育所)で確保
- 施設(認定こども園、保育所)、地域型保育事業で確保

不足がある場合は整備

※上記のほか、人口減少地域などでは、上記以外の事業による確保も可能。  
例)「保育の必要性あり(3-5歳)<2号>」→地域型保育事業で確保

○地域子ども・子育て支援事業

利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童健全育成事業等

量の見込み

確保の内容、実施時期

不足がある場合は整備

(○年度に○人分)

- 認定こども園の普及、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の推進方策に係る事項
- 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項
- 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携
- 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携
- 子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進

18

## 自治体計画と認可・認定の関係 ①

○ 市町村計画は、「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を踏まえ、「量の見込み」を設定し、区域内の利用定員(確保の状況)や量の見込みに不足する場合は整備目標を「確保方策」として設定。

○ 都道府県計画は、市町村計画の数値の積上げを基本に、広域調整を勘案し、一定区域ごとに、「量の見込み」と「確保方策」を設定。

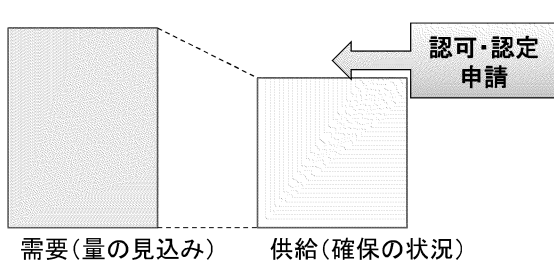
○ 都道府県は、一定区域ごとに、需要(量の見込み)と供給(確保の状況)の状況に応じ、以下のとおり、認定こども園・保育所の認可・認定を行う。

※ 指定都市・中核市においては、都道府県と同様に、市町村計画に基づき幼保連携型認定こども園・保育所の認可を行う。

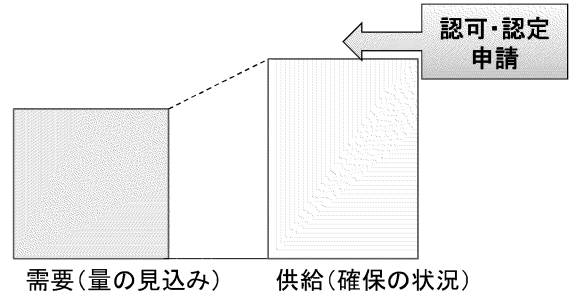
※ 地域型保育事業については、市町村が市町村計画に基づき同様に認可を行う。

需要(量の見込み) > 供給(確保の状況) → 原則認可・認定(適格性・認可基準を満たす申請者である場合)  
 需要(量の見込み) < 供給(確保の状況) → 認可・認定を行わないことができる(=需給調整)

需要 > 供給 → 原則認可・認定



需要 < 供給 → 認可・認定しないことができる



20

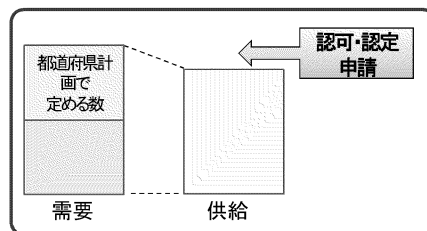
## 自治体計画と認可・認定の関係 ②

### ○ 既存の幼稚園・保育所が認定こども園へ移行する場合

需要 + 「都道府県計画で定める数」 > 供給  
 → 原則認可・認定(適格性・認可基準を満たす申請者)

※ この「都道府県計画で定める数」は、幼稚園・保育所から認定こども園への移行を促進するため、現在の施設の利用状況や認定こども園への移行に関する意向等を踏まえて設定。設定に当たっては、地方版子ども・子育て会議等の議論を通じて透明性を確保。

※ 指定都市及び中核市は「指定都市・中核市の計画で定める数」。



### ◎平成25年8月6日付内閣府事務連絡(各都道府県・指定都市・中核市宛)

(別添)四 認可及び認定に係る需給調整 1基本的考え方(第三の二2(二)イ及び四2(二)(2)関係)

2 認定こども園への移行に係る需給調整の特例(第三の四2(二)(2)ウ関係)

○「都道府県計画で定める数」は、認定こども園への移行を促進するため、移行を希望する幼稚園・保育所があれば、認可・認定基準を満たす限り認可・認定が行われるように設定することが基本であること。

具体的には、認定こども園・幼稚園・保育所等の利用状況や既存の幼稚園・保育所の認定こども園への移行の希望を把握し、これらの移行に関する意向等を踏まえ、地方版子ども・子育て会議における議論を経る等、透明化を図った上で設定すること。

### ◎平成25年12月18日付内閣府事務連絡(各都道府県・指定都市・中核市宛)

その趣旨は、認定こども園が幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況の変化等によらずに柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、認定こども園への移行を希望する幼稚園・保育所があれば、認可・認定基準を満たす限り、認可・認定を行えるようにするというものです。(中略)

「都道府県計画で定める数」については、供給過剰地域においても認可・認定を可能とすることを前提とするものであることから、当該数は、少なくとも「供給量－需要量」を上回る数を設定していただく必要があるものであり、当該上回る数については、認定こども園、幼稚園、保育所等の利用状況や認定こども園への移行の希望などを踏まえ、地方版子ども・子育て会議における議論等を行っていただいた上で、各地域の実情に応じた具体的な数を設定していただくことにご留意ください。

※平成26年7月2日付内閣府告示第159号で告示。(第三の四2(二)(2)ウ関係)

21

## 認定こども園制度の概要

### 「認定こども園」とは

教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設です。以下の機能を備え、認可・認定の基準を満たす施設は、都道府県等から認可・認定を受けることができます。

- ①就学前の子どもを、保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育と保育を一体的に行う機能
- ②子育て相談や親子の集いの場の提供等地域における子育ての支援を行う機能

### 認定こども園の類型

#### 幼保連携型

幼稚園的機能と保育的機能の両方の機能を併せ持つ単一の施設として、認定こども園の機能を果たすタイプ

#### 幼稚園型

幼稚園が、保育を必要とする子どものための保育時間を確保するなど、保育的機能を備えて認定こども園の機能を果たすタイプ

#### 保育所型

認可保育所が、保育を必要とする子ども以外の子どもを受け入れるなど、幼稚園的機能を備えることで認定こども園の機能を果たすタイプ

#### 地方裁量型

認可保育所以外の保育機能施設等が、保育を必要とする子ども以外の子どもを受け入れるなど、幼稚園的機能を備えることで認定こども園の機能を果たすタイプ

### 認定こども園の数

(子ども・子育て本部調べ(令和3年4月1日現在))

園数	(内訳)			
	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
8,585 R2 (8,016)	6,093 (5,688)	1,246 (1,200)	1,164 (1,053)	82 (75)

### 各都道府県別の数

(子ども・子育て本部調べ(令和3年4月1日現在))

都道府県	園数		都道府県	園数		都道府県	園数	
	R2	R3		R2	R3		R2	R3
北海道	445	493	石川県	231	241	岡山県	128	143
青森県	294	299	福井県	133	142	広島県	200	215
岩手県	112	130	山梨県	78	85	山口県	71	72
宮城県	77	105	長野県	85	94	徳島県	70	73
秋田県	104	107	岐阜県	132	138	香川県	86	96
山形県	97	109	静岡県	306	324	愛媛県	100	108
福島県	112	116	愛知県	275	288	高知県	35	37
茨城県	233	239	三重県	65	69	福岡県	151	177
栃木県	141	150	滋賀県	115	130	佐賀県	88	96
群馬県	238	250	京都府	129	142	長崎県	160	172
埼玉県	139	147	大阪府	707	750	熊本県	162	170
千葉県	202	216	兵庫県	553	579	大分県	159	168
東京都	155	162	奈良県	82	91	宮崎県	204	213
神奈川県	211	230	和歌山県	68	74	鹿児島県	252	274
新潟県	232	249	鳥取県	48	50	沖縄県	156	168
富山県	134	140	島根県	61	64	合計	8,016	8,585

26

## 新たな幼保連携型認定こども園の「学校」としての位置付け

### 教育基本法上の「法律に定める学校」(第6条)

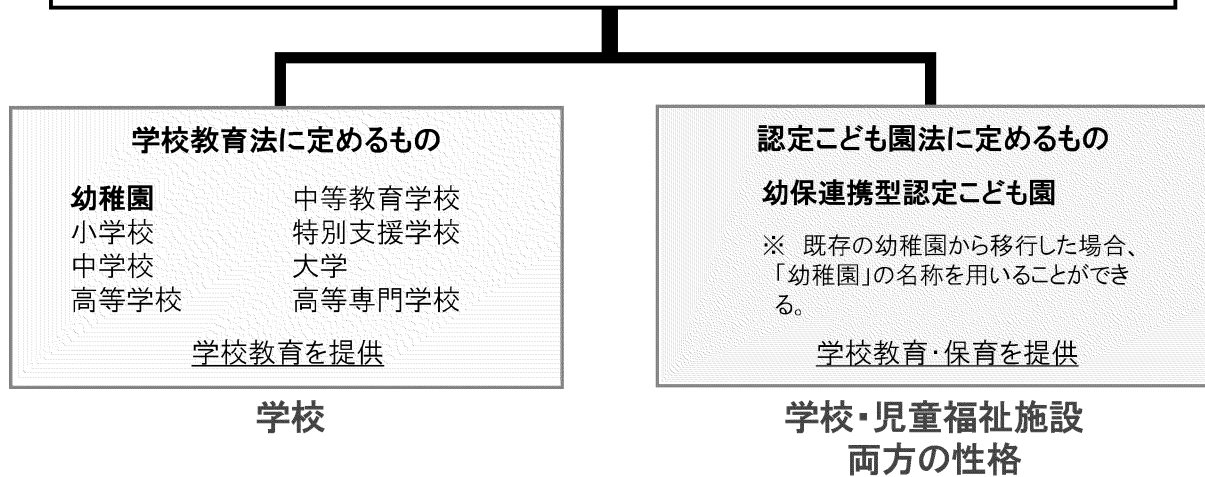
- ①「公の性質」を有し、
- ②教育を受ける者の心身の発達に応じた「体系的・組織的な教育」を行う。

◎教育基本法 一抄一

(学校教育)

第6条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。(以下略)



28

## 新たな幼保連携型認定こども園の認可基準について

### 1. 基本的な考え方

- 学校かつ児童福祉施設たる「単一の施設」としての幼保連携型認定こども園にふさわしい「単一の基準」とする。
- 既存施設(幼稚園、保育所)からの円滑な移行を確保するため、設備に限り、一定の移行特例を設ける。なお、法施行までに認定を受けた幼保連携型認定こども園については、みなし認可となり、設備について、従前基準を適用する。

### 2. 設置パターン別の基準

施設の設定パターン	基本的考え方	主な基準
【新設】のパターン 新規に新たな幼保連携型認定こども園を設置する場合	・幼稚園又は保育所の高い水準を引き継ぐ。	<p>〈学級編制・職員配置基準〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・満3歳以上の子どもの教育時間は学級を編制し、専任の保育教諭を1人配置。</li> <li>・職員配置基準は、4・5歳児30:1、3歳児20:1(*)、1・2歳児6:1、乳児3:1</li> <li>* 質の改善事項として、公定価格において3歳児20:1→15:1への配置改善を実施</li> <li>※配置数には、幼稚園教諭免許状と保育士資格を有する副園長・教頭を含む(経過措置を設ける)。</li> </ul> <p>〈園長等の資格〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として、教諭免許状と保育士資格を有し、5年以上の教育職・児童福祉事業の経験者</li> <li>・ただし、これと同等の資質を有する者も認める。(設置者が判断する際の指針を示す)</li> </ul> <p>〈園舎・保育室等の面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・満3歳以上の園舎面積は幼稚園基準(3学級420㎡、1学級につき100㎡増)</li> <li>・居室・教室面積は、保育所基準(1.98㎡/人、乳児室は1.65㎡/人、ほふく室は3.3㎡/人)</li> </ul> <p>〈園庭(屋外遊戯場、運動場)の設置〉※名称は「園庭」とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・園庭は同一敷地内又は隣接地に必置とし、面積は、①と②の合計面積</li> <li>①満2歳の子どもの保育所基準(3.3㎡/人)</li> <li>②満3歳以上の子どもに係る幼稚園基準(3学級400㎡、1学級につき80㎡増)と保育所基準のいずれか大きい方</li> <li>※代替地は面積算入せず。一定条件を満たす屋上は例外的に算入可とする。</li> </ul> <p>〈食事の提供、調理室の設置〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提供範囲は、保育認定を受ける2号・3号子ども(1号子どもへの提供は園の判断)。</li> <li>・原則自園調理。満3歳以上は従前の保育所と同じ要件により外部搬入可。</li> </ul>

31



施設の設置パターン	基本的考え方	主な基準
【既存の幼稚園・保育所からの移行】のパターン 既設の幼稚園(幼稚園型認定こども園)又は保育所(保育所型認定こども園)を基に、新たな幼保連携型認定こども園を設置する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>適正な運営が確保されている施設に限り、<u>新たな基準に適合するよう努めることを前提として、「設備」に関して、移行特例を設ける。</u></li> <li>確認制度における情報公表制度において、移行特例の適用状況を公表し、努力義務を実質的に促す。</li> <li>施行10年経過後に、設置の状況等を勘案し、移行特例の内容等を改めて検討。</li> </ul>	<p>〈園舎面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保育所からの移行の場合→保育所基準(1.98㎡/人、乳児室は1.65㎡/人、ほふく室は3.3㎡/人)で可。</li> <li>幼稚園からの移行の場合→幼稚園基準(3学級420㎡、1学級につき100㎡増)で可。</li> </ul> <p>〈園庭の設置・面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保育所からの移行の場合→保育所基準(満2歳以上3.3㎡/人)で可。</li> <li>幼稚園からの移行の場合→幼稚園基準(3学級400㎡、1学級につき80㎡増)で可。</li> </ul> <p>〈園庭の設置・面積(代替地・屋上)〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>満2歳の子どもの必要面積に限り、一定要件のもと、代替地・屋上の算入可。</li> </ul>
【従前の幼保連携型認定こども園からの移行】のパターン 法律上新たな幼保連携型認定こども園の設置認可を受けたものとみなされる場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たな基準に適合するよう努めることを前提に、「設備」に関して、従前の幼保連携型認定こども園の基準によることを認める経過措置(法律の附則)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員配置に関して、従前の幼保連携型認定こども園の配置基準(1号子どもは35:1、2号・3号子どもは年齢別配置基準)によることを認める。</li> <li>設備に関して、従前の幼保連携型認定こども園の設備基準によることを認める。(学級編制、運営などについては、新設と同じ基準)</li> </ul>

32

## 幼保連携型認定こども園とその他の認定こども園の比較(主なもの)

	幼保連携型認定こども園	幼稚園型認定こども園	保育所型認定こども園	地方裁量型認定こども園
法的性格	学校かつ児童福祉施設	学校(幼稚園+保育所機能)	児童福祉施設(保育所+幼稚園機能)	幼稚園機能+保育所機能
職員の性格	保育教諭(注1) (幼稚園教諭+保育士資格)	満3歳以上→両免許・資格の併有が望ましいがいずれかでも可 満3歳未満→保育士資格が必要	満3歳以上→両免許・資格の併有が望ましいがいずれかでも可 満3歳未満→保育士資格が必要 ※ただし、2・3号子どもに対する保育に従事する場合は、保育士資格が必要	満3歳以上→両免許・資格の併有が望ましいがいずれかでも可 満3歳未満→保育士資格が必要
給食の提供	2・3号子どもに対する食事の提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務(満3歳以上は、外部搬入可)	2・3号子どもに対する食事の提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務(満3歳以上は、外部搬入可) ※ただし、基準は参酌基準のため、各都道府県の条例等により、異なる場合がある。	2・3号子どもに対する食事の提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務(満3歳以上は、外部搬入可)	2・3号子どもに対する食事の提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務(満3歳以上は、外部搬入可) ※ただし、基準は参酌基準のため、各都道府県の条例等により、異なる場合がある。
開園日・開園時間	11時間開園、土曜日が開園が原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定	11時間開園、土曜日が開園が原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定

注1)一定の経過措置あり

注2)施設整備費について

- 安心こども基金により対象となっていた各類型の施設整備に係る費用については、新制度施行後においても引き続き、認定こども園施設整備交付金や保育所等整備交付金等により、補助の対象となります。
- 1号認定子どもに係る費用については公定価格上減価償却に係る費用が算定されています。また2・3号認定子どもに係る費用については、施設整備費補助を受けずに整備した施設について同加算が受けられません。

33

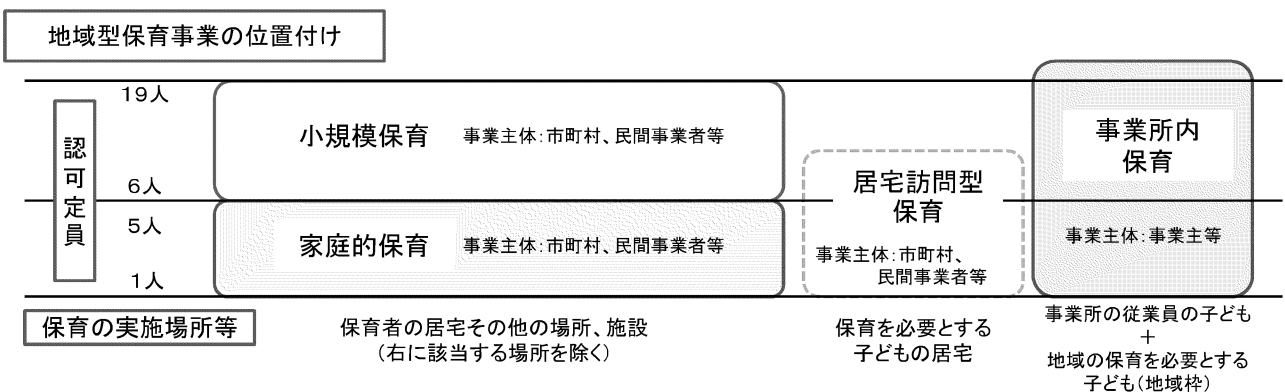
幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定基準について  
 (以下の基準は国が告示で定める基準であり、これを各都道府県が参酌し定めるところによる。)

	主な内容
職員配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・0歳児 3:1 / 1・2歳児 6:1 / 3歳児 20:1 / 4・5歳児 30:1</li> <li>・満3歳以上の教育時間相当利用時及び教育及び保育時間相当利用時の共通の4時間程度については学級を編制。</li> <li>・園長を配置。</li> </ul>
職員資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満3歳以上→両免許・資格の併有が望ましい。(いずれかでも可)</li> <li>・満3歳未満→保育士資格が必要。</li> </ul>
施設整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物及びその附属設備は同一の敷地内又は隣接する敷地内にあることが望ましい。</li> <li>・保育室又は遊戯室、屋外遊技場(※)及び調理室(※)が必置。また、2歳未満の子どもを入所させる場合には乳児室又はほふく室が必置。                      ※保育所型、地方裁量型については、一定の要件のもと付近の適当な場所への代替可。                      ※自園調理が原則。満3歳以上は外部搬入可。自園調理を必要とする子どもの数が19人以下の場合は調理設備で可。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己評価、外部評価及びその公表の実施</li> <li>・保育を必要とする子どもに対する教育及び保育の時間は1日8時間が原則。(家庭の状況等を考慮し、認定こども園の長が設定。)</li> <li>・開園日数及び開園時間は地域の実情に応じ設定。</li> </ul>

34

### 地域型保育事業について

- 子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育を市町村による認可事業(地域型保育事業)として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることになっている。
  - ◇小規模保育(利用定員6人以上19人以下)
  - ◇家庭的保育(利用定員5人以下)
  - ◇居宅訪問型保育
  - ◇事業所内保育(主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供)
- 都市部では、認定こども園等を連携施設として、小規模保育等を増やすことによって、待機児童の解消を図り、人口減少地域では、隣接自治体の認定こども園等と連携しながら、小規模保育等の拠点によって、地域の子育て支援機能を維持・確保することを目指す。



39



## 地域型保育事業の認可基準について

### 小規模保育事業の認可基準について

- 小規模保育事業については、多様な事業からの移行を想定し、A型(保育所分園、ミニ保育所に近い類型)、C型(家庭的保育(グループ型小規模保育)に近い類型)、B型(中間型)の3類型を設け、認可基準を設定する。
- 特に、B型については、様々な事業形態からの移行が円滑に行われるよう、保育士の割合を1/2以上としているが、同時に、小規模な事業であることに鑑み、保育所と同数の職員配置とせず、1名の追加配置を求めて、質の確保を図る。
- また、保育士の配置比率の向上に伴い、きめ細かな公定価格の設定とすることで、B型で開始した事業所が段階的にA型に移行するよう促し、更に質を高めていくこととしていく。

#### <主な認可基準>

		保育所	小規模保育事業		
			A型	B型	C型
職員	職員数	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1	保育所の配置基準+1名	保育所の配置基準+1名	0~2歳児 3:1 (補助者を置く場合、5:2)
	資格	保育士 ※保健師又は看護師等の特例有(1人まで)	保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師等の特例を設ける。	1/2以上保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師等の特例を設ける。 ※保育士以外には研修実施	家庭的保育者 ※市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者
設備・面積	保育室等	0歳・1歳 乳児室 1人当たり1.65㎡ ほふく室 1人当たり3.3㎡ 2歳以上 保育室等 1人当たり1.98㎡	0歳・1歳児 1人当たり3.3㎡ 2歳児 1人当たり1.98㎡	0歳・1歳児 1人当たり3.3㎡ 2歳児 1人当たり1.98㎡	0歳~2歳児 いずれも1人3.3㎡
	処遇等	給食 自園調理 ※公立は外部搬入可(特区) 調理室 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員

- ※ 小規模保育事業については、小規模かつ0~2歳児までの事業であることから、保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求める。
- ※ 連携施設や保育従事者の確保等が期待できない離島・へき地に関しては、連携施設等について、特例措置を設ける。
- ※ また、給食、連携施設の確保に関しては、移行に当たっての経過措置を設ける。
- ※ 保健師又は看護師に係る職員資格の特例については、地方分権に関する政府方針を踏まえ、平成27年4月1日から准看護師についても対象とされている。

40

### 家庭的保育事業等の認可基準について

- 家庭的保育事業等については、従前の事業からの移行や、それぞれの事業形態、特徴等を踏まえ、基準を設定する。

#### <主な認可基準>

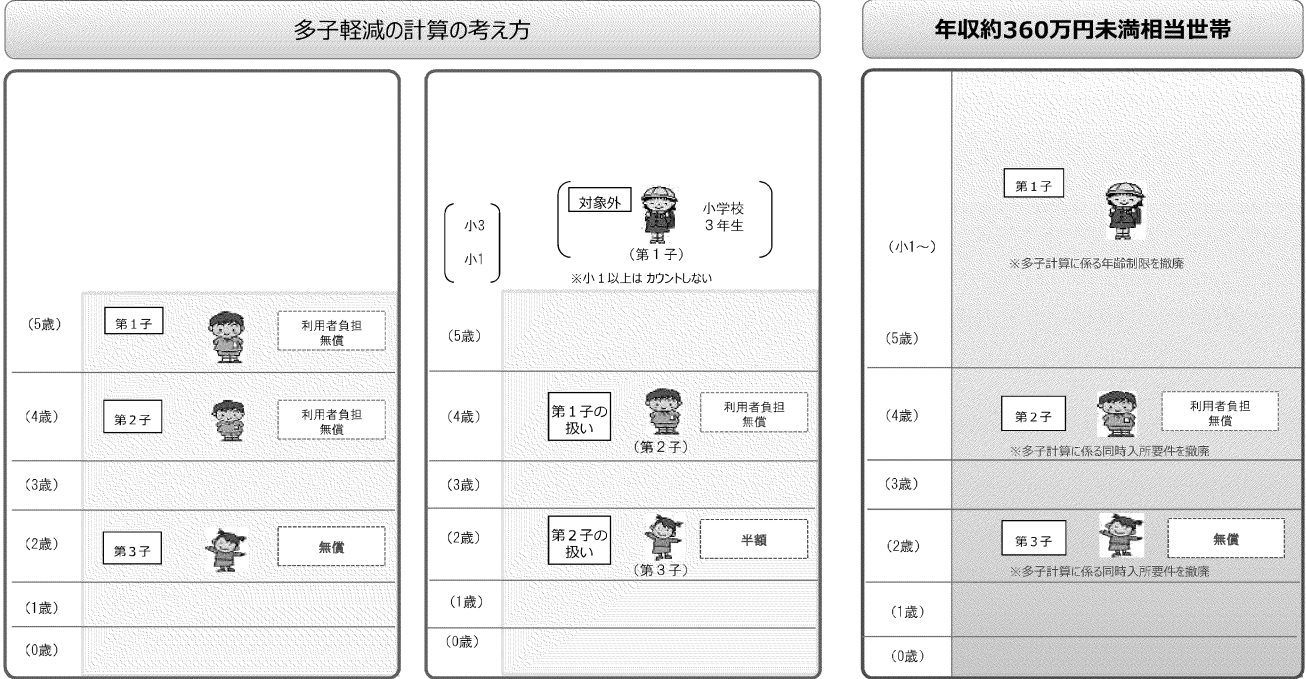
		家庭的保育事業	事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
職員	職員数	0~2歳児 3:1 家庭的保育補助者を置く場合 5:2	定員20名以上 保育所の基準と同様	0~2歳児 1:1
	資格	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者) * 市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者		必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者
設備・面積	保育室等	0歳~2歳児 1人当たり3.3㎡	定員19名以下 小規模保育事業A型、B型の基準と同様	—
	処遇等	給食 自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員 (3名以下の場合、家庭的保育補助者を置き、調理を担当すること可)	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	—

- ※ 家庭的保育事業、事業所内保育事業については、小規模かつ0~2歳児までの事業であることから、保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求める。(事業所内の卒園後の受け皿に関しては、地域枠の子どものみ対象)
- ※ 連携施設や保育従事者の確保等が期待できない離島・へき地に関しては、連携施設等について、特例措置を設ける。
- ※ また、給食、連携施設の確保に関しては、移行に当たっての経過措置を設ける。

41

# 多子世帯の利用者負担軽減について

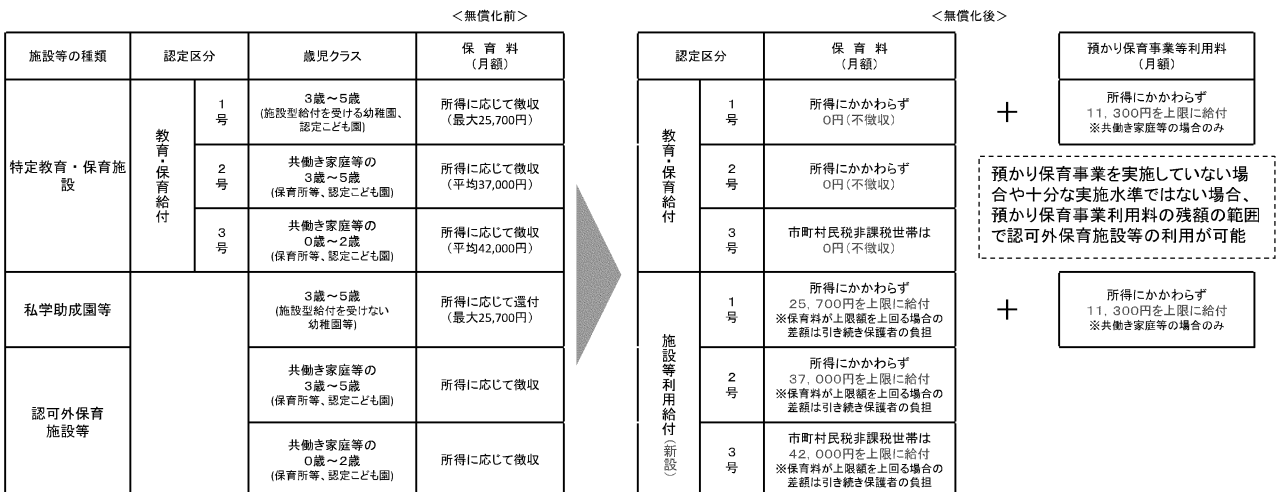
- 2、3号認定は、小学校就学前の範囲において、特定教育・保育施設等を同時に利用する(\*)最年長の子どもから順に、**第2子 半額、第3子以降 無償** とする。  
 (\* )保育所、認定こども園、幼稚園若しくは特別支援学校幼稚部に在籍し、又は地域型保育事業等を利用していること(いわゆる「同時入所要件」)
  - 年収約360万円未満相当世帯については、**第2子半額、第3子以降完全無償**(年齢制限、同時入所要件撤廃)。
- ※1号認定は、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化により、多子世帯であるか否かにかかわらず、無償。



## 幼児教育・保育の無償化 (概要)

生涯にわたる人格形成や義務教育の基礎を培う幼児教育の重要性、幼児教育・保育の負担軽減を図る少子化対策の観点から鑑み、「新しい経済政策パッケージ」等を踏まえ、令和元年10月より実施。

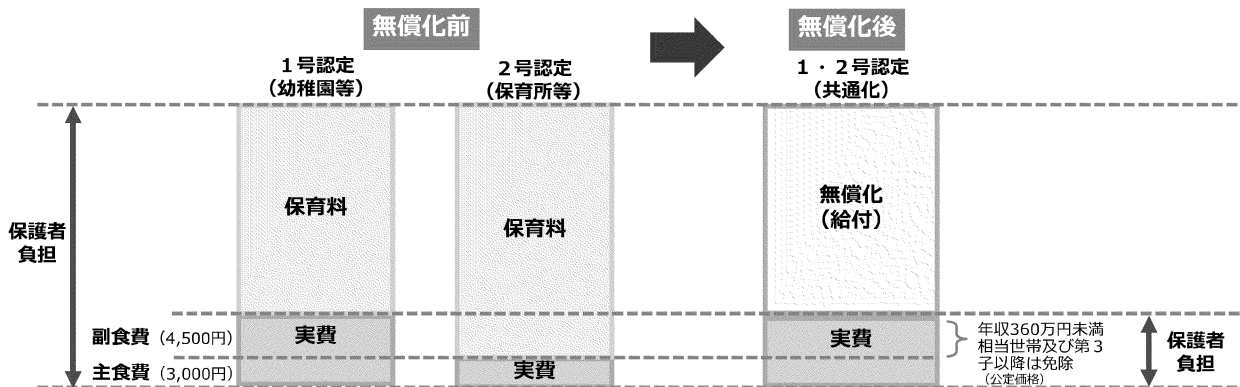
- 3～5歳の保育所等の利用料の無償化等を実施(下記参照)。対象人数は約300万人。
- 財源は、国と地方で適切な役割分担をすることが基本であり、消費税増収分を活用し必要な地方財源を確保。(令和4年度予算は事業費8,858億円(公費))
- 幼児教育・保育の無償化に関する様々な課題について、PDCAサイクルを行うため、国と地方自治体による協議(知事会・市長会・町村会から推薦された首長等がメンバー)を継続して実施。



## 幼児教育無償化に伴う食材料費（副食費）の取扱い

食材料費の取扱いについては、これまでも基本的に、施設による徴収又は保育料の一部として保護者が負担してきたことから、幼児教育の無償化に当たっても、この考え方を維持することを基本とし、以下のような取扱いとする。

- 1号認定子ども（幼稚園等）・2号認定子ども（保育所等（3～5歳））は、主食費・副食費ともに、施設による徴収（現在の主食費の負担方法）を基本とする。（負担方法は変わるが、保護者が負担することはこれまでと変わらない。）
  - 生活保護世帯やひとり親世帯等（※）については、引き続き公定価格内で副食費の免除を継続する（現物給付）。
    - ※ 生活保護世帯・里親、市町村民税非課税世帯・ひとり親世帯・在宅障害児がいる世帯の一部の子及び第3子以降
  - さらに、副食費の免除対象を拡充し、年収360万円未満相当世帯及び第3子以降とする。
- 3号認定子ども（保育所等（0～2歳））は、無償化が住民税非課税世帯に限定されるため、現行の取扱いを継続する。



98

## 地域子ども・子育て支援事業の概要について

- ・市町村は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、以下の事業を実施する。（子ども・子育て支援法第59条）
- ・国及び都道府県は同法に基づき、事業を実施するために必要な費用に充てるため、交付金を交付することができる。
- ・費用負担割合は国・都道府県・市町村それぞれ1/3  
（利用者支援事業については、国2/3、都道府県・市町村それぞれ1/6、妊婦健診については交付税措置）

### ①利用者支援事業

子ども及びその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業

### ②延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業

### ③実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等、特定子ども・子育て支援に対して保護者が支払うべき食事の提供（副食の提供に限る）にかかる費用を助成する事業

### ④多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

### ⑤放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

### ⑥子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭における養育が一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において必要な養育・保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））

116

⑦乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握、育児に関する不安や悩みの相談を行う事業

⑧養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師や助産師、保育士が居宅を訪問し、養育に関する相談に応じ、指導や助言等により養育能力を向上させるための支援を行う事業

・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、要保護児童対策調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を行う事業

⑨地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

⑩一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

⑪病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業

⑫子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

⑬妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

## 利用者支援事業

利用者支援事業は、子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行うものである。

### 3つの事業類型

#### 基本型

○基本型は「利用者支援」と「地域連携」の2つの柱で構成している。

【利用者支援】

- 地域子育て支援拠点等の身近な場所で、
  - 子育て家庭等から日常的に相談を受け、個別のニーズ等を把握
  - 子育て支援に関する情報の収集・提供
  - 子育て支援事業や保育所等の利用に当たっての助言・支援
 →当事者の目線に立った、寄り添い型の支援

【地域連携】

- より効果的に利用者が必要とする支援につながるよう、地域の関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり
  - 地域に展開する子育て支援資源の育成
  - 地域で必要な社会資源の開発等
- 地域における、子育て支援のネットワークに基づく支援

《職員配置》専任職員(利用者支援専門員)を1名以上配置

※子ども・子育て支援に関する事業(地域子育て支援拠点事業など)の一定の実務経験を有する者で、子育て支援員基本研修及び専門研修(地域子育て支援コース)の「利用者支援事業(基本型)」の研修を修了した者等

○実施主体 市町村(特別区を含む)

○負担割合 国(2/3)、都道府県(1/6)、市町村(1/6)

○主な補助単価(令和4年度予算) ※母子保健型は、職員が専任の場合

【基本事業】	基本型	特定型	母子保健型
【加算事業】	7,604千円	3,078千円	14,209千円

夜間開所	休日開所	出張相談支援	機能強化取組	多言語対応	特別支援対応	多機能型事業	一体的相談支援機関連携等加算(新規)
1,408千円	758千円	1,082千円	1,877千円	805千円	751千円	3,231千円	300千円

【開設準備経費】改修費等 4,000千円

#### 特定型(いわゆる「保育コンシェルジュ」)

○主として市町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う

《職員配置》専任職員(利用者支援専門員)を1名以上配置

※子育て支援員基本研修及び専門研修(地域子育て支援コース)の「利用者支援事業(特定型)」の研修を修了している者が望ましい

#### 母子保健型

○主として市町村保健センター等で、保健師等の専門職が、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦等からの様々な相談に応じ、その状況を継続的に把握し、支援を必要とする者が利用できる母子保健サービス等の情報提供を行うとともに、関係機関と協力して支援プランの策定などを行う

《職員配置》母子保健に関する専門知識を有する保健師、助産師等を1名以上配置 ※職員は専任が望ましい

○実施か所数の推移

(単位:か所数)

	基本型	特定型	母子保健型	合計
R2年度	888	394	1,582	2,864
R3年度	981	379	1,675	3,035

#### 【令和4年度新規】

基本型を実施する自治体が、一体的相談支援機関との連携やかかりつけ機関としての新たな機能に対応するために必要な経費を支援





## 延長保育事業について

- 市町村の認定を受けた児童について、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において保育所等で引き続き保育を実施する事業。

- 〔 ・標準時間認定 1 1時間の開所時間を超過して保育を実施。
- ・短時間認定 各事業所が設定した短時間認定児の処遇を行う時間を超過して保育を実施。 〕

### 1. 一般型

- (1) 実施場所 都道府県及び市町村以外の者が設置する保育所又は認定こども園（以下「民間保育所等」という。）、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、家庭的保育事業所、駅前等利便性の高い場所、公共的施設の空き部屋等適切に事業が実施できる施設等。
- (2) 対象児童 子ども・子育て支援法第19条第1項第2号又は第3号の支給要件を満たし、同法第20条第1項により市町村の認定を受け、民間保育所等、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、家庭的保育事業所を利用する児童。

### 2. 訪問型（平成27年度創設）

- (1) 実施場所 利用児童の居宅
- (2) 対象児童 子ども・子育て支援法第19条第1項第2号又は第3号の支給要件を満たし、同法第20条第1項により市町村の認定を受け、民間保育所等、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、家庭的保育事業所、居宅訪問型保育事業所を利用する児童であって、以下のいずれかに該当するもの。
  - ① 居宅訪問型保育事業所を利用する児童で利用時間を超過する場合
  - ② 民間保育所等における延長保育の利用児童数が1名となった場合

- 実施主体 市区町村（市区町村が認めた者へ委託等も可）
- 実施要件
  - ・対象児童の年齢及び人数に応じて保育士等を配置
  - ・各延長時間帯毎に定める一定の利用人数（日数）を満たしていること
  - ・訪問型の利用にあたっては、利用者と市町村と協議の上、利用の決定を行うこと

- 事業実績：28,425か所、897,348人（年間実利用児童数）（令和2年度）
- 負担割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3

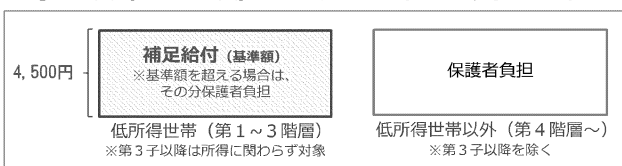
122

## 実費徴収に係る補足給付を行う事業について

### 1. 事業概要

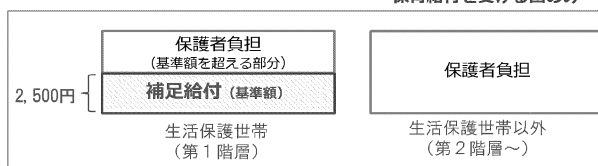
各施設事業者において実費徴収を行うことが出来ることとされている①**食事の提供に要する費用**及び②**日用品、文具等**の購入に要する費用等について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助する事業。

#### ①給食費（副食材料費） ※施設型給付を受けない園に限る



※施設型給付を受ける園（1号認定）の副食材料費については、公定価格の副食費徴収免除加算が支給されている  
※特別支援学校幼稚園については、特別支援教育就学奨励費補助制度があるため対象外

#### ②教材費・行事費等（給食費以外） ※施設型給付又は地域型保育給付を受ける園のみ



### 2. 実施主体・補助率・単価等

実施主体：市町村（特別区を含む。）  
補助率：国1/3（都道府県1/3、市町村1/3）

<令和4年度補助単価（1人当たり月額）>

①給食費（副食材料費） 4,500円      ②教材費・行事費等（給食費以外） 2,500円

<実績（令和2年度）> ※か所数については重複あり

①給食費（副食材料費） 6,602か所、106,607人	②教材費・行事費等 1号認定：694か所、922人 2号認定：3,128か所、6,206人 3号認定：1,905か所、2,729人
---------------------------------	--

### 3. 市町村の事業実施における考え方

- ・「実費徴収に係る補足給付事業」は、地域子ども・子育て支援事業の1つであり、地域の保護者・事業者等のニーズを踏まえて策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従って、市町村が事業の実施や給付対象者の範囲を決定。
- ・①給食費（副食材料費）の対象（2019年10月～）は、施設型給付を受けない幼稚園において給食を実施している場合。給食の実施方法・形態は問わない（外部搬入で実施している場合、ミルク給食のみを実施している場合も対象）。ただし、家から持参するお弁当は、そもそも給食に該当しないため対象外。

123

## 多様な事業者の参入促進・能力活用事業について

○ 地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築するとともに、小学校就学前の子どもの対象とした多様な集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担の軽減を図ることで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る。

- (1) **新規参入施設等への巡回支援（平成26年度創設）**  
市町村が新規参入事業者に対して、保育士OBなど事業経験のある者を活用した巡回支援等を行うために必要な費用の一部を補助する。
- (2) **認定こども園特別支援教育・保育経費（平成27年度創設）**  
健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもを受け入れる私立認定こども園の設置者に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助する。
- (3) **地域における小学校就学前の子どもの対象とした多様な集団活動事業の利用支援（令和3年度創設）**  
地域や保護者のニーズに応じて地域において重要な役割を果たしている、小学校就学前の子どもの対象とした多様な集団活動について、当該集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担を軽減する観点から、その利用料の一部を給付する。

○ 実施主体：市区町村（（1）、（2）は市区町村が認めた者へ委託等も可）

○ 実施要件：

<新規参入施設等への巡回支援>

対象事業者：保育所、認定こども園、小規模保育事業を始め、地域子ども・子育て支援事業に新規に参入する事業者であって、市町村において支援が必要と認められた事業者。

<認定こども園特別支援教育・保育経費>

対象施設：健康面、発達面において特別な支援が必要な子どもが2人以上在籍する私立認定こども園であって、対象児童の教育・保育を担当する職員を加配する施設

対象児童：次の要件を満たすと市町村が認める特別な支援が必要な子ども

- (ア) 日々通園し、教育・保育における集団活動に参加することが可能であること。
- (イ) 特別児童扶養手当の支給対象であること、又は健康面、発達面において特別な支援が必要であること。
- (ウ) 認定こども園の類型に応じた子どもの支給認定区分に該当する者であること。

<地域における小学校就学前の子どもの対象とした多様な集団活動事業の利用支援>

対象幼児：事業実施主体の市町村の住民のうち、子ども・子育て支援法に基づく子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付を受けていない又は企業主導型保育事業を利用していない満3歳以上の幼児であって、対象施設等を概ね、1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上利用している幼児

対象施設等：満3歳以上小学校就学前の全ての利用幼児を対象とした標準的な開所時間が、概ね、1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上であり、かつ、子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付を受けている又は企業主導型保育事業を利用している満3歳以上の利用幼児の数が、満3歳以上小学校就学前の全ての利用幼児の数の概ね半数を超えない施設等であって、市町村が別に定める基準を満たすと市町村が判断する施設等

○ 交付実績：巡回支援884か所（令和2年度）、認定こども園特別支援教育・保育経費336か所（令和2年度）

○ 負担割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3

<基準額>

- (1) 新規参入施設等への巡回支援 1施設当たり年額 400,000円
- (2) 認定こども園特別支援教育・保育経費 対象障害児1人当たり月額 65,300円
- (3) 地域における小学校就学前の子どもの対象とした多様な集団活動事業の利用支援 対象幼児1人当たり月額 20,000円  
(利用する施設等の過去3カ年の平均月額利用料が20,000円を下回る対象施設等を利用する幼児は、当該平均月額利用料。)

124

## 放課後児童クラブの概要

### 【事業の内容、目的】

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

※平成9年の児童福祉法改正により法定化(児童福祉法第6条の3第2項)：平成10年4月施行

※平成24年の児童福祉法改正により、対象年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とした（平成27年4月施行）

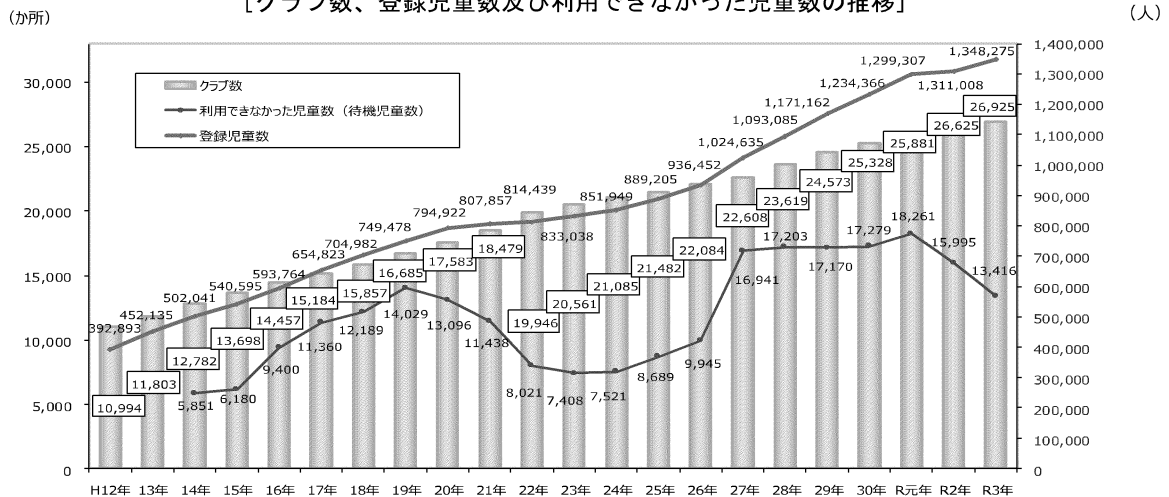
### 【現状】（令和3年5月現在）

- クラブ数 26,925か所  
(参考：全国の小学校18,889校)
- 支援の単位数 35,398単位
- 登録児童数 1,348,275人
- 利用できなかった児童数（待機児童数） 13,416人

### 【今後の展開】

○「新・放課後子ども総合プラン」（平成30年9月14日策定）を踏まえ、放課後児童クラブについて、**2021年度末までに約25万人分（約122万人から約147万人）を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分（約122万人から約152万人）の受け皿整備を図る。**また、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

[クラブ数、登録児童数及び利用できなかった児童数の推移]



128

※5月1日現在（令和2年のみ7月1日現在）厚生労働省調査

## 放課後児童クラブの設備運営基準について

- 放課後児童クラブの質を確保する観点から、子ども・子育て関連3法による児童福祉法の改正により、放課後児童クラブの設備及び運営について、省令で定める基準を踏まえ、市町村が条例で基準を定めることとなった
- このため、「社会保障審議会児童部会放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」における議論を踏まえ、平成26年4月に「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号）を策定・公布した

### <主な基準>

#### 支援の目的（参酌すべき基準）（第5条）

- 支援は、留守家庭児童につき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行わなければならない

#### 職員（参酌すべき基準）（第10条）

- 放課後児童支援員（※）を、支援の単位ごとに2人以上配置（うち1人を除き、補助員の代替可）
- ※ 保育士、社会福祉士等（「児童の遊びを指導する者」の資格を基本）であって、都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長が行う研修を修了した者
- ※ 令和元年度まで、「職員」は従うべき基準であつたが、地方分権提案により、令和2年度より参酌すべき基準に改正

#### 開所日数（参酌すべき基準）（第18条）

- 原則1年につき250日以上
- ※ その地方における保護者の就労日数、授業の休業日等を考慮して、事業を行う者が定める

#### その他（参酌すべき基準）

- 非常災害対策、児童を平等に取り扱う原則、虐待等の禁止、衛生管理等、運営規程、帳簿の整備、秘密保持等、苦情への対応、保護者との連絡、関係機関との連携、事故発生時の対応 など

#### 設備（参酌すべき基準）（第9条）

- 専用区画（遊び・生活の場としての機能、静養するための機能を備えた部屋又はスペース）等を設置
- 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上

#### 児童の集団の規模（参酌すべき基準）（第10条）

- 一の支援の単位を構成する児童の数（集団の規模）は、おおむね40人以下

#### 開所時間（参酌すべき基準）（第18条）

- 土、日、長期休業期間等（小学校の授業の休業日）  
→ 原則1日につき8時間以上
- 平日（小学校授業の休業日以外の日）  
→ 原則1日につき3時間以上
- ※ その地方における保護者の労働時間、授業の終了時刻等を考慮して事業を行う者が定める

131

## 「新・放課後子ども総合プラン」の推進

（平成30年9月14日策定・公表）

### 趣旨・目的

- 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備を進める

### 目標等

#### 【4つの推進方策】

- 市町村行動計画等に基づく計画的な整備
- 学校施設の徹底活用
- 共通プログラムの充実
- 総合教育会議の活用による総合的な放課後対策の充実



#### 「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる国全体の目標（2023年度末まで）

- 放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備（約122万人→約152万人）
- 全ての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万箇所以上で実施することを目指す。
- 両事業を新たに整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。
- 子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

### 取組の現状

#### 放課後子供教室（文部科学省）

#### 放課後児童クラブ（厚生労働省）

趣旨	すべての子供を対象として、学習支援や多様なプログラムを実施	共働き家庭などの小学校に就学している児童を対象として、放課後に適切な遊びや生活の場を提供
令和4年度予算	69億円の内訳	1,065.2億円
実施数	16,511教室 	26,925か所 
一体型	5,885か所	
登録児童数	—	1,348,275人
新規開設分の小学校での割合	—	57% (4,841か所のうち2,738か所)
実施場所	小学校 75.6%、その他（公民館、中学校など）24.4%	小学校 53.4%、その他（児童館、公的施設など）46.6%

※放課後子供教室の教室数(令和3年度に実施する活動数)及び実施場所は令和4年1月時点、放課後児童クラブの箇所数と一体型、新規開設分の小学校での割合、実施場所における割合は令和3年5月時点の数値を記載

138



# 子育て短期支援事業の概要

## 目的

- 保護者の疾病その他の理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらの子ども及びその家庭の福祉の向上を図る。

## 事業内容

### (1) 短期入所生活援助(ショートステイ)事業

保護者の疾病や仕事等の事由により子どもの養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童養護施設等で一定期間(原則7日以内;必要に応じて延長可)子どもを預かる事業。

【対象者】次の事由に該当する家庭の子ども又は母子等

- 子どもの保護者の疾病
- 育児不安、育児疲れなど身体上又は精神上の事由
- 出産、看護、事故など家庭養育上の事由
- 冠婚葬祭、出張や公的行事への参加など社会的な事由
- 経済的問題等により緊急一時的に母子保護が必要な場合

### (2) 夜間養護等(トワイライトステイ)事業

保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭において子どもを養育することが困難となった場合その他緊急の場合において、その子どもを児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業。

【対象者】

- 保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭の子ども

実施か所の約6割が児童養護施設で実施



## 実施体制・実施方法

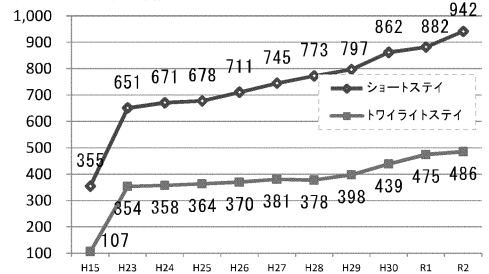
- 児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、ファミリーホーム等住民に身近であって、適切に保護できる施設で実施する。
- 近隣に実施施設がない等の場合には、保育士、里親等に委託し、当該者の居宅において又は子ども、母子等の居宅に派遣して養育・保護を行う。
- ひとり親家庭は、利用の必要性が高いものとして優先的に対応するなど特別な配慮を行う。

【実施主体】市区町村(市区町村が認めた者に委託可)

【補助率】国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3 ※国、地方ともに消費税財源

【令和4年度予算】子ども・子育て支援交付金(1,748億円)[内閣府所管]の内数

(実施か所数・各年度実績)



# 乳児家庭全戸訪問事業

## 1. 事業の目的

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うなど、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぐことを目的とする。

(児童福祉法第6条の3第4項に規定される事業)

## 2. 事業の内容

内閣府所管 年金特別会計 子ども・子育て勘定 子ども・子育て支援交付金  
補助率: 国1/3(都道府県1/3、市町村1/3) ※国、地方ともに消費税財源

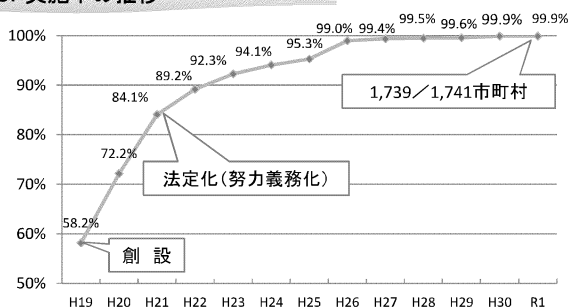
(1) 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、下記の支援を行う。

- ① 育児等に関する様々な不安や悩みを聞き、相談に応じるほか、子育て支援に関する情報提供等を行う。
- ② 親子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげる。

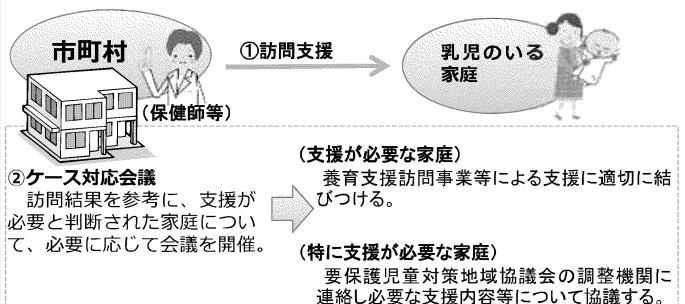
(2) 訪問スタッフには、保健師、助産師、看護師の他、保育士、児童委員、子育て経験者等を幅広く登用する。

(3) 訪問結果により支援が必要と判断された家庭について、適宜、関係者によるケース会議を行い、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供につなげる。

## 3. 実施率の推移



## 4. イメージ図



# 養育支援訪問事業（概要）

## 1. 事業の目的

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行うことを目的とする。

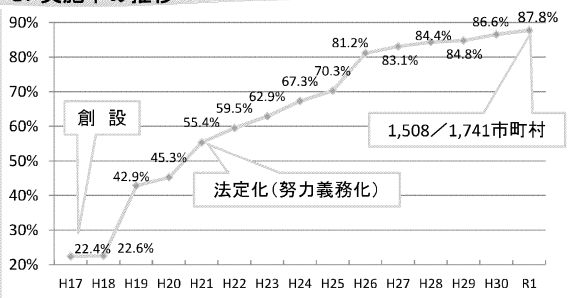
（児童福祉法第6条の3第5項に規定される事業）

## 2. 事業の内容

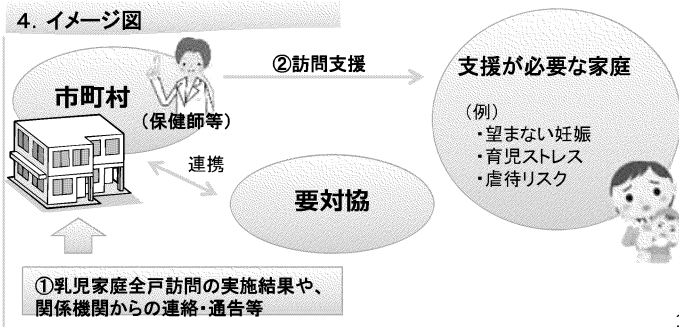
内閣府所管 年金特別会計 子ども・子育て動定 子ども・子育て支援交付金  
補助率：国1/3（都道府県1/3、市町村1/3） ※国、地方ともに消費税財源

- 養育支援が特に必要であると判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行う。
  - (1) 妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等に対する安定した妊娠出産・育児を迎えるための相談・支援。
  - (2) 出産後間もない時期（概ね1年程度）の養育者に対する育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援。
  - (3) 不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の改善や子の発達保障等のための相談・支援。
  - (4) 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により児童が復帰した後の家庭に対して家庭復帰が適切に行われるための相談・支援。
- 訪問支援者（事前に研修を実施）
  - ・専門的相談支援…保健師、助産師、看護師、保育士、児童指導員等
  - ・育児・家事援助…子育て経験者、ヘルパー等

## 3. 実施率の推移



## 4. イメージ図



141

# 地域子育て支援拠点事業

## 背景

- ・ 3歳未満児の約6～7割は家庭で子育て
- ・ 核家族化、地域のつながりの希薄化
- ・ 自分の生まれ育った地域以外での子育ての増加
- ・ 男性の子育てへの関わりが少ない
- ・ 児童数の減少

## 課題

- ・ 子育てが孤立化し、子育ての不安感、負担感
- ・ 子どもの多様な大人・子どもとの関わり方の減
- ・ 地域や必要な支援とつながらない

## 地域子育て支援拠点の設置

子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供

○実施主体 市町村(特別区を含む)

○実施か所数の推移(単位:か所数)

H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
7,259	7,431	7,578	7,735	7,856

○負担割合 国(1/3)、都道府県(1/3)、市町村(1/3)

○主な補助単価(令和4年度予算)

【基本事業】一般型 8,398千円(5日型、常勤職員を配置の場合)  
連携型 3,008千円(5～7日型の場合)  
(注)開設日数、勤務形態により単価が異なる

【加算事業】子育て支援活動の展開を図る取組(一時預かり等)  
3,306千円(一般型(5日型)で実施した場合)

地域支援加算 1,518千円  
特別支援対応加算 1,062千円  
育児参加促進講習休日実施加算 400千円  
(注)この他、出張ひろば等の事業内容により単価が異なる

【開設準備経費】(1)改修費等 4,000千円  
(2)礼金及び賃借料(開設前月分) 600千円

## 地域子育て支援拠点

- 一般型 公共施設、空き店舗、保育所等に常設の地域の子育て拠点を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施
- 連携型 児童館等の児童福祉施設等多様な子育て支援に関する施設に親子が集う場を設け、子育て支援のための取組を実施

### 4つの基本事業

- ①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ②子育て等に関する相談、援助の実施
- ③地域の子育て関連情報の提供
- ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

- 更なる展開として
  - ・ 地域の子育て支援活動の展開を図るための取組(一時預かり等)
  - ・ 地域に出向き、出張ひろばを開設
  - ・ 高齢者等の多様な世代との交流、伝統文化や習慣・行事の実施等

公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施

NPOなど多様な主体の参画による地域の支え合い、子育て中の当事者による支え合いにより、地域の子育て力を向上

143

## 地域子育て支援拠点事業の概要

	一般型	連携型
機能	常設の地域の子育て拠点を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施	児童館等の児童福祉施設等多様な子育て支援に関する施設に親子が集う場を設け、子育て支援のための取組を実施
実施主体	市町村(特別区を含む。) (社会福祉法人、NPO法人、民間事業者等への委託等も可)	
基本事業	①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ③地域の子育て関連情報の提供	②子育て等に関する相談・援助の実施 ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施
実施形態	<p>①～④の事業を子育て親子が集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る常設の場を設けて実施</p> <p>・地域の子育て拠点として地域の子育て支援活動の展開を図るための取組(加算) 一時預かり事業や放課後児童クラブなど多様な子育て支援活動を拠点施設で一体的に実施し、関係機関等とネットワーク化を図り、よりきめ細かな支援を実施する場合には、「地域子育て支援拠点事業」本体事業に対して、別途加算を行う</p> <p>・出張ひろばの実施(加算) 常設の拠点施設を開設している主体が、週1～2回、1日5時間以上、親子が集う場を常設することが困難な地域に出向き、出張ひろばを開設</p> <p>・地域支援の取組の実施(加算)※ ①地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組 ②地域の団体と協働して伝統文化や習慣・行事を実施し、親子の育ちを継続的に支援する取組 ③地域ボランティアの育成、町内会、子育てサークルとの協働による地域団体の活性化等地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行う取組 ④家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを継続的に持たせる取組 ※利用者支援事業を併せて実施する場合は加算しない。</p> <p>・配慮が必要な子育て家庭等への支援(加算) 配慮が必要な子育て家庭等の状況に対応した交流の場の提供等ができるよう、専門的な知識等を有する職員を配置等した場合に加算を行う</p> <p>・研修代替職員配置(加算) 職員が研修に参加した際、代替職員を配置した場合に加算を行う</p> <p>・育児参加促進講習の休日実施(加算) 両親等が共に参加しやすくなるよう休日に育児参加促進に関する講習会を実施した場合に加算を行う</p>	<p>①～④の事業を児童館等の児童福祉施設等で従事する職員等のバックアップを受けて効率的かつ効果的に実施</p> <p>・地域の子育て力を高める取組の実施(加算) 拠点施設における中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成の実施</p> <p>・配慮が必要な子育て家庭等への支援(加算) 配慮が必要な子育て家庭等の状況に対応した交流の場の提供等ができるよう、専門的な知識等を有する職員を配置等した場合に加算を行う</p> <p>・研修代替職員配置(加算) 職員が研修に参加した際、代替職員を配置した場合に加算を行う</p> <p>・育児参加促進講習の休日実施(加算) 両親等が共に参加しやすくなるよう休日に育児参加促進に関する講習会を実施した場合に加算を行う</p>
従事者	子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者(2名以上)	子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者(1名以上)に児童福祉施設等の職員が協力して実施
実施場所	公共施設空きスペース、商店街空き店舗、民家、マンション・アパートの一室、保育所、幼稚園、認定こども園等を活用	児童館等の児童福祉施設等
開設日数等	週3～4日、週5日、週6～7日/1日5時間以上	週3～4日、週5～7日/1日3時間以上

144

### 一時預かり事業について

○ 日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった乳幼児を保育所等で一時的に預かる事業

	① 一般型	② 幼稚園型Ⅰ	③ 幼稚園型Ⅱ	④ 余裕活用型	⑤ 居宅訪問型	⑥ 地域密着Ⅱ型	
実施主体	市区町村(市区町村が認めた者への委託可)						
対象児童	主として保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない乳幼児	主として幼稚園等に在籍する満3歳以上の幼児で、教育時間の前後又は長期休業日等に当該幼稚園等において一時的に保護を受ける者	3号認定を受けた2歳児	主として保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない乳幼児	以下の要件に該当する者 ▼障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる場合 ▼ひとり親家庭等で、保護者が一時的に夜間及び深夜の就労等を行う場合 ▼離島その他の地域において、保護者が一時的に就労等を行う場合	主として保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない乳幼児	
実施場所	保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点又は駅周辺等利便性の高い場所など	幼稚園又は認定こども園	幼稚園 ※認定こども園は対象外	保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所において、利用児童数が定員に満たない場合	利用児童の居宅	地域子育て支援拠点や駅周辺等利便性の高い場所など	
設備基準	「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に定める保育所の基準を遵守。					—	「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に定める保育所の基準に準じて行う。
職員配置	職員配置						
実施要件	乳幼児の年齢及び人数に応じて保育従事者を配置し、そのうち保育士等を1/2以上、保育士等以外の保育従事者等は研修を修了した者。保育従事者等の数は2名を下ることはできないが、保育所等と一体的に実施し、当該保育所等の職員による支援を受けられる場合には、保育士等1人とすることができる。 ※一般型については、1日当たり平均利用児童数が3人以下の場合には、家庭的保育者を保育士とみなすことができる。 ※幼稚園型については当分の間保育士等の配置の割合、保育士等以外の教育・保育従事者の資格について緩和措置あり。			「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に定める保育所の基準等を遵守。		研修を修了した保育士、家庭的保育者又はこれらの者と同等以上と認められる者。ただし、家庭的保育者1人が保育することができる児童の数は1人とする。	担当者のうち、保育について経験豊富な保育士を1名以上配置。担当者は2人を下ることはできない。保育士以外の担当者は、市町村が実施する研修を修了していること。
実施か所数(R2年度)	9,223か所	7,659か所	129か所	659か所	1か所	(※ 一般型の内数)	

145

# 一時預かり事業(一般型)の概要

## 1. 事業の内容

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

## 2. 事業の要件・方法

### (1) 実施場所

保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点又は駅周辺等利便性の高い場所など一定の利用児童が見込まれる場所

### (2) 対象児童

主として保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない乳幼児

### (3) 実施主体 市区町村(市区町村が認めた者へ委託等も可)

### (4) 職員配置

0歳児	3:1	1・2歳児	6:1
3歳児	20:1	4歳以上児	30:1

※算出される数が1人の場合でも2人以上の配置が必要

ただし、保育所等と一体的に事業を実施し、当該保育所等の職員による支援を受けられる場合には、保育士1名で処遇ができる乳幼児の範囲内において、保育従事者を保育士1名とすることが可能。

### (5) 職員資格 保育士又は研修を修了した者

※ただし、保育従事者の1/2以上は保育士とする

147

## 一時預かり事業(幼稚園型I)について(R3~)

【趣 旨】 幼稚園等において、主に在籍園児(1号認定子ども)を対象に実施する預かり保育に係る支援を行うもの

【実施主体】 市区町村(市区町村が認めた者へ委託等も可) **※負担割合は国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3**

【要件】

- ・実施場所 幼稚園又は認定こども園(公立・私立) ※施設型給付を受ける園は一時預かり事業(幼稚園型)を活用することが基本(経過措置として、私学助成の預かり保育補助を受けることも可能)。
- ・対象児童 主に在籍園児(1号認定子ども) ※非在籍園児の利用が少数である場合等には非在籍園児も預かり可能
- ・配置職員 認可保育所と同じ
 

0歳児	3:1	1・2歳児	6:1
3歳児	20:1	4歳以上児	30:1

ただし、上記配置基準により算出される必要職員数が1人の場合、原則2人以上の配置が必要だが、幼稚園等の職員(保育士又は幼稚園教諭)からの支援を受けられる場合は、配置職員は1人で可(※職員は常勤・非常勤を問わない)

- ・職員資格 保育士、幼稚園教諭免許状所有者又は市町村長等が行う研修を修了した者(子育て支援員)

(当分の間、①小学校教諭普通免許状所有者、②養護教諭普通免許状所有者、③幼稚園教諭教職課程・保育士養成課程を履修中の学生で教育・保育に係る基礎的な知識を習得していると市町村長が認める者、④幼稚園教諭、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有していた者を含む)

※ただし、担当職員の2分の1(当分の間、3分の1)以上は、保育士又は幼稚園教諭免許状所有者

<補助単価額> ※小規模施設においても利用者負担軽減を図るため、規模に関わらず、利用料が定額となるよう補助

		基本分(利用時間想定)	長時間加算	障害児単価
在籍園児 (1人当たり日額)	平日の教育時間前後	・年間延べ利用者数2,000人超 400円 ・年間延べ利用者数2,000人以下 1,600千円/年間延べ利用者数-400円 【4時間(又は教育時間との合計8時間)】	左記の基本分(利用時間想定)を超える場合に超過時間に応じて加算 【長期休業期間中4時間を超えた場合】 ① 100円 2時間未満 ② 200円 2時間以上3時間未満 ③ 300円 3時間以上 【その他の場合】 ① 150円 2時間未満 ② 300円 2時間以上3時間未満 ③ 450円 3時間以上	4,000円  ※障害児には一律に本単価を適用する。 左記の利用日・利用時間に応じた単価・加算は適用しない。
	長期休業期間中	400円【4時間】・800円【8時間】		
	休日(土日祝等)	800円【8時間】		
非在籍園児(1人当たり日額)		800円【8時間】		
就労支援型施設加算(1施設年額)		事務職員の配置 約138万円【6か月以上】・約69万円【6か月未満】 ※一定の条件あり		
保育体制充実加算(1施設年額)		長時間・長期休業中実施・年間延べ利用者数2,000人以上・職員すべて保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者 約289万円 長時間・長期休業中実施・年間延べ利用者数2,000人以上・職員の2分の1以上が保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者 約144万円		

149

## 病児保育事業

令和3年度予算 1,673億円の内数 → 令和4年度予算 1,748億円の内数

### 1. 事業概要

子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において、病気の児童を一時的に保育することで、安心して子育てができる環境整備を図る。

#### <事業類型>

- (1) **病児対応型・病後児対応型**  
地域の病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業。
- (2) **体調不良児対応型**  
保育中の体調不良児について、一時的に預かるほか、保育所入所児に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する事業。
- (3) **非施設型（訪問型）**  
地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の自宅へ訪問し、一時的に保育する事業。

#### <実施主体等>

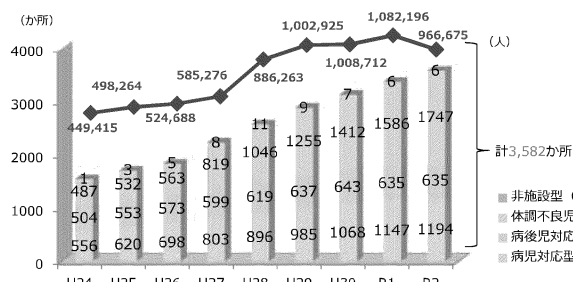
実施主体：市町村（特別区を含む。）  
補助率：国1/3（都道府県1/3、市町村1/3）

#### <令和4年度補助単価（病児対応型1か所当たり年額）>

基本分単価：7,031,000円  
加算分単価：1,000,000円 ～ 38,000,000円（※）  
送迎対応看護師雇上費：5,400,000円  
送迎経費：3,634,000円

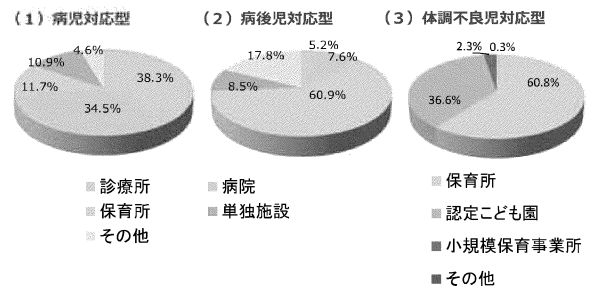
※ 年間延べ利用児童数50人～4,000人の加算分単価。延べ利用児童数が4,000人を超える場合は別途協議。

### 2. 実施か所数及び延べ利用児童数



※平成27年度までの延べ利用児童数は、「病児対応型」及び「病後児対応型」の合計  
※平成28年度からの延べ利用児童数は、「病児対応型」、「病後児対応型」、「体調不良児対応型」の合計  
※令和2年度においては、「病児対応型」、「病後児対応型」は、新型コロナウイルス感染症の状況を勘案して想定される各月の延べ利用児童数をもって当該月の延べ利用児童数とみなして差し支えないこととしている。(前年同月の延べ利用児童数を上限)

### 3. 実施場所



## 事業類型毎の比較

	① 病児対応型・病後児対応型	② 体調不良児対応型	③ 非施設型（訪問型）	④ 送迎対応
事業内容	地域の病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業	保育中の体調不良児を一時的に預かるほか、保育所入所児に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する事業	地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の自宅へ訪問し、一時的に保育する事業 ※平成23年度から実施	病児・病後児対応型及び体調不良児対応型について、保育中に体調不良となった児童を送迎し、病院等の専用スペースで一時的に保育をする事業
対象児童	当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから（病後児の場合は、病気の回復期）、集団保育が困難であり、かつ保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市町村が必要と認めた乳幼児又は小学校に就学している児童	事業実施保育所に通所しており、保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童であって、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を必要とする児童	病児及び病後児	保育中に体調不良となった児童であって、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を必要とする児童
実施要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 看護師等：利用児童おおむね10人につき1人以上配置</li> <li>■ 保育士：利用児童おおむね3人につき1人以上配置</li> <li>■ 病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 看護師等を常時1人以上配置（預かる体調不良児の人数は、看護師等1人に対して2人程度）</li> <li>■ 保育所の医務室、余裕スペース等で、衛生面に配慮されており、対象児童の安静が確保されている場 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 預かる病児の人数は、一定の研修を修了した看護師等、保育士、家庭的保育者のいずれか1人に対して、1人程度とすること 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 保育所等から体調不良児の送迎を行う際は、送迎用に自動車に看護師又は保育士が同乗し、安全面に配慮が必要</li> <li>■ 送迎はタクシーによる送迎を原則とする</li> </ul>
実績	(令和2年度実績) 病児：1,194か所 病後児：635か所	(令和2年度実績) 1,747か所	(令和2年度実績) 6か所	-

#### ○ 子ども・子育て支援新制度施行に伴う改善（平成27年度～）

- 1 病児対応型、病後児対応型について、利用の少ない日において地域の保育所等への情報提供や巡回など地域全体の保育の質の向上につながる機能を評価し、基本分補助単価の改善を行う。
- 2 体調不良児対応型について、看護師等2人以上配置としている実施要件を、看護師等1人以上の配置で実施できるよう改善を行う。

#### ○ 送迎対応の創設（平成28年度～）

## 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の概要

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行う事業。

### ○主な実施要件

- ・会員数は20人以上
- ・相互援助活動中の子どもの事故に備え、補償保険への加入
- ・子どもの預かり場所の定期的な安全点検の実施
- ・事故発生時の円滑な解決に向けた会員間の連絡等の実施
- ・提供会員に対して、緊急救命講習及び事故防止に関する講習と、少なくとも5年に1回のフォローアップ講習の実施

### ○相互援助活動の例

- ・保育施設等までの送迎
- ・保育施設の開始前、終了後又は学校の放課後、冠婚葬祭、買い物等の外出の際の子どもの預かり

### ○実施主体 市町村（特別区を含む）

○実施市町村 令和3年度 971市町村  
令和2年度 956市町村

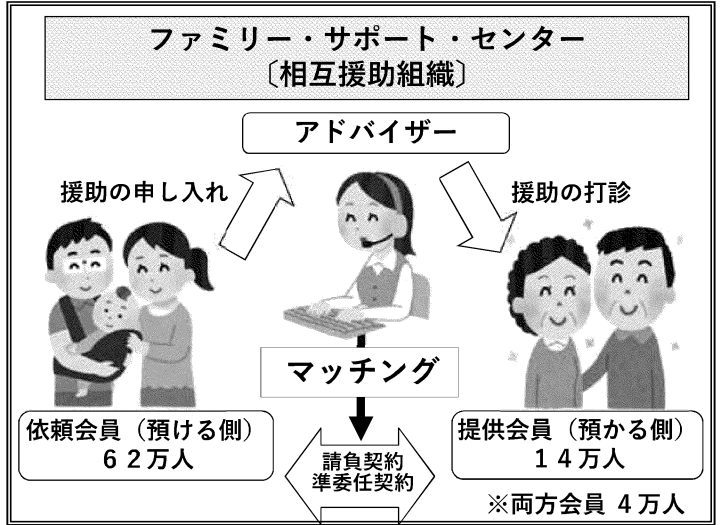
### ○負担割合 国：1/3、都道府県：1/3、市町村：1/3

### ○主な補助単価（令和4年度予算額）

- 【基本事業】会員数100～299人 2,000千円（会員数に応じて段階的に設定）、土日実施加算：1,800千円
- 【病児・緊急対応強化事業】預かり等の利用件数 ～59件 1,800千円（利用件数に応じて段階的に設定）
- 【預かり手増加のための取組加算】提供会員数が19人以下で2人以上増加の場合 500千円（提供会員の増加数に応じて段階的に設定）
- 【ひとり親家庭等の利用支援】 500千円
- 【地域子育て支援拠点等との連携】 1,500千円
- 【開設準備経費】改修費等 4,000千円 礼金及び賃借料（開設前月分） 600千円

#### 【令和4年度拡充事項】

- ・基本事業及び病児・緊急対応強化事業の拡充  
会員数及び利用件数の多い自治体が円滑に事業を実施できるよう、基準額に新たな区分を設定



158

## 妊婦健康診査について



### 根拠

#### ○母子保健法第13条(抄)

市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。

### 妊婦が受診することが望ましい健診回数

※「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」(平成27年3月31日厚生労働省告示第226号)

- ① 妊娠初期より妊娠23週(第6月末)まで :4週間に1回
  - ② 妊娠24週(第7月)より妊娠35週(第9月末)まで :2週間に1回
  - ③ 妊娠36週(第10月)以降分娩まで :1週間に1回
- (※ これに沿って受診した場合、受診回数は14回程度である。)

### 公費負担の現状(平成30年4月現在)

- 公費負担回数は、全ての市区町村で14回以上実施
- 里帰り先での妊婦健診の公費負担は、全ての市区町村で実施
- 助産所における公費負担は、1,736の市区町村で実施(1,741市区町村中)

### 公費負担の状況

- 平成19年度まで、地方交付税措置により5回を基準として公費負担を行っていたが、妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るため、必要な回数(14回程度)の妊婦健診を受けられるよう、平成20年度第2次補正予算において妊婦健康診査支援基金を創設して公費負担を拡充。
- 平成22年度補正予算、平成23年度第4次補正予算により、積み増し・延長を行い公費負担を継続。(実施期限：平成24年度末まで)
- 平成25年度以降は、地方財源を確保し、残りの9回分についても地方財政措置により公費負担を行うこととした。

159



# 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の概要

令和5年8月3日(木)  
一関市子ども・子育て会議  
参考資料2

## 改正の趣旨

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。

## 改正の概要

### 1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充【児童福祉法、母子保健法】

- ①市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センター（※）の設置や、身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機関の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）を作成する。  
※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。
- ②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用勧奨・措置を実施する。
- ③児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行う。

### 2. 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上【児童福祉法】

- ①一時保護所の設備・運営基準を策定して一時保護所の環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。
- ②困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。

### 3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化【児童福祉法】

- ①児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。
- ②障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。

### 4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備【児童福祉法】

児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。

### 5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入【児童福祉法】

児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。

### 6. 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上【児童福祉法】

児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。

※当該規定に基づいて、子ども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を導入する。

※認定資格の取得状況等を勘案するとともに、業務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつ、その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、施行後2年を目途として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

### 7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化）等【児童福祉法】

児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、児童福祉施設等の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項に児童の安全の確保を加えるなど所要の改正を行う。

## 施行期日

令和6年4月1日（ただし、5は公布後3年以内で政令で定める日、7の一部は公布後3月を経過した日、令和5年4月1日又は公布後2年以内で政令で定める日）

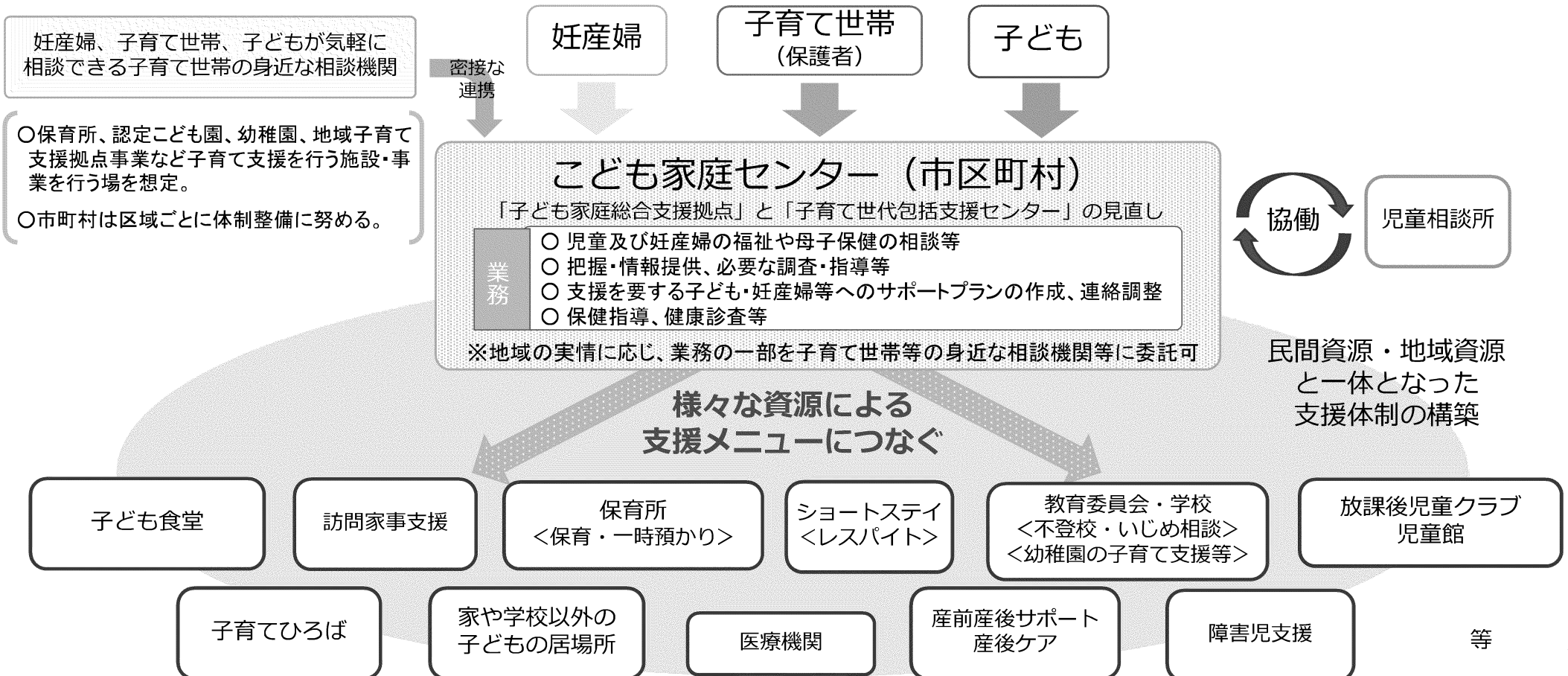
# こども家庭センターの設置とサポートプランの作成（1. ①関係）

○ 市区町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとする。

※ 子ども家庭総合支援拠点：635自治体、716箇所、子育て世代包括支援センター：1,603自治体、2,451箇所（令和3年4月時点）

○ この相談機関では、妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を担う。

※ 児童及び妊産婦の福祉に関する把握・情報提供・相談等、支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成、母子保健の相談等を市区町村の行わなければならない業務として位置づけ





# 市区町村における子育て家庭への支援の充実（1. ②関係）

- 要支援・要保護児童（※1）は約23万人、特定妊婦（※2）は約0.8万人とされる中、支援の充実が求められている。  
※1 保護者への養育支援が特に必要、保護者による監護が不適當な児童 ※2 出産前において出産後の養育支援が必要な妊婦
- 地域子ども・子育て支援事業において、訪問型支援、通所型支援、短期入所支援の種類・量・質の充実を図るとともに、親子関係の構築に向けた支援を行う。
- 市区町村において計画的整備を行い、特に、支援が必要な者に対しては市区町村が利用勧奨・措置を実施する。

## 子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）

- 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラー含む）
- 訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う。  
例）調理、掃除等の家事、子どもの送迎、子育ての助言 等

## 児童育成支援拠点事業（学校や家以外の子どもの居場所支援）

- 養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象
- 児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えると同時に児童や保護者への相談等を行う  
例）居場所の提供、食事の提供、生活リズム・メンタルの調整、学習支援、関係機関との調整 等

## 親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）

- 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象
- 親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達の状況等に応じた支援を行う。  
例）講義・グループワーク・ロールプレイ等の手法で子どもとの関わり方等を学ぶ（ペアレントトレーニング） 等

## 子育て短期支援事業

- 保護者が子どもと共に入所・利用可能とする。子どもが自ら入所・利用を希望した場合の入所・利用を可とする。
- 専用居室・専任人員配置の推進、入所・利用日数の柔軟化（個別状況に応じた利用日数の設定を可とする）を進める。

## 一時預かり事業

- 子育て負担を軽減する目的（レスパイト利用など）での利用が可能である旨を明確化する。

## 地域子ども・子育て支援事業への位置づけ

- ✓ 市区町村の計画的整備
- ✓ 子ども・子育て交付金の充当